

総務常任委員会会議録

[平成22年12月13日開催]

南あわじ市議会

総務常任委員会会議録

日 時 平成22年12月13日
午前10時00分 開会
午後 3時30分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	田 村 覚
総 務 部 長	喜 田 憲 康
財 務 部 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	堀 川 雅 清

健康福祉部長	郷	直也
農業振興部長	奥野	満也
産業振興部長	水田	泰善
都市整備部長	野田	博
下水道部長	道上	光明
教育部長	奥村	智司
市長公室次長	中田	眞一郎
総務部次長兼 選挙管理委員会書記長	入谷	修司
財務部次長	土井本	環
会計管理者次長兼 会計課長	高川	欣士
次長兼農業委員会事務局長	竹内	秀次
緑総合窓口センター所長	長尾	重信
西淡総合窓口センター所長	前田	和義
三原総合窓口センター所長	久田	三枝子
南淡総合窓口センター所長	林	光一
次長兼監査委員事務局長	高見	雅文
市長公室課長	田村	愛子
総務部総務課長	佃	信夫
財務部財政課長	神代	充広
総務部防災課長	松下	良卓
総務部情報課長	富永	文博
ケーブルネットワーク淡路所長	土肥	一三
財務部管財課長	堤	省司

II. 会議に付した事件

1. 付託案件

- ① 議案第78号 南あわじ市プロポーザル審査委員会条例制定について…………… 5 1
 - ② 議案第85号 南あわじ市環境保全基金条例制定について…………… 7 2
 - ③ 議案第86号 南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金条例制定について…………… 7 8
 - ④ 議案第66号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）について…… 5
 - ⑤ 議案第72号 平成22年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について…………… 8 7
 - ⑥ 議案第84号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）について…… 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 9 1
3. その他…………… 9 1

III. 会議録

総務常任委員会

平成22年12月13日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時30分)

○出田裕重委員長 おはようございます。

定刻になりましたので、総務常任委員会、開催させていただきます。定刻5分前より全員御出席のもと、まず開会させていただくこと、感謝申し上げます。

議案もたくさん付託されておりますので、早速審議に入りたいと思いますが、またこの雨がやめば一段と寒くなってくると思いますので、皆様方、年末年始くれぐれも体調に御留意していただきたいと思います。

それでは座って進めさせていただきます。

市長が来られていますので、市長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。いよいよ年の瀬が迫ってまいりました。

今、12月定例会開催中でありまして、皆様方、本当に御苦労さまでございます。先の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をお願いいたしました案件の審議を願うということですが、どうぞ適切妥当な御決定をお願いしたいと思います。

今、県も県議会開催中でありまして。ちょうど、淡路に関連する皆さん方の関心の深い「あわじ環境未来島」特区関連ということで、原先生が質問をされておきまして、その要旨について、県のほうから私のところに来ておりますので、少しだけ要約だけさせていただきます。

原先生の質問の趣旨は、いろいろこの特区構想の中で人口の問題なり、経済縮小の問題なり、また環境の問題なりずっと取り上げてきておるが、この構想の中身が総花的かつ抽象的な記述が多いと、この取り組みについてはどのような利益を淡路にもたらすのか、具体的なそういう工程表も案外現実性の可能性が見えない、こういう内容になっているが、知事はどう思うかということに対して、井戸知事は、5点ほど分けて回答されております。

一つには、やはり淡路という地域は、当然神話の、国生みの発祥なり、また、大都市に近い、こういう恵まれた特性を有しておるが、やはり一番問題になる人口減少、それから、経済の縮小等々地方の縮図のような感じをすると。それだけに、やはりこれからこの地域資源を生かして、新しい地域振興モデルをつくり上げていきたいということが第1点目でございます。

そして、二つ目には、エネルギー、それから、食と農、人生、この三つが持続的に取り組めるよう考えていると。それで、新しい産業と雇用の創出、ここがここに結びついてい

くのではないかと。で、医療とか、福祉、子育て、こういう生活基盤を整えることも大事であって、2地域、すなわち都市部とこの淡路との二つで居住をする、そういう取り組みなり、また、Uターン、Jターンいうとこれはどんなことかな、わしもちょっと、Iターン、それから、高齢化が急速に進んでおると、そういうことからしても、大都市に近いということで、受け皿の一つの取り組みも重要であるし、また、外国人を含めたということも言われておりますが、私はどの程度の外国人を、と含めたということ思ってるのかわかりませんが、安心して暮らせるそういう地域づくりを目指していきたい。

また、三つ目には、当然特区の中に表示されている税制、財政、金融の支援、これを国のいろいろなメニューを活用していきたいと。また、農、この問題についても触れております。農の人材育成では、就農に必要な農地を確保しつつ、企業と地元の生産者、これが一体になってインターショップの仕組みをつくり、バイオマスの関係では、いろいろと資源改修の基盤として、また、食のブランド化、食の魅力を浸透させるためのプロジェクト、戦略的なプロジェクトのしかけを考えていきたいと。

それから、四つ目には、この環境の話としては、家庭のCO₂の削減、それに合わせて特産品の開発、ここらにも取り組んで、これは、地域として、島民として取り組んでいただきたい。

最後に、明石海峡大橋を含めた料金の低減化、これは合わせて無料化もそうでございますが、国のほうに引き続き働きかけていって、県内の他の地域の再生につながるようなモデルをここで住民、それから、産学公、この共同の形で進めていきたいということで、これは地域の人にも今後協力なり、指導をお願いしたいということの、五つを挙げて答弁をされております。

ちょっと文章、集約した中でございますので、私も十分理解できないところもあるんですが、このような知事さんの特区の考えの一部を答弁いたしております。

以上で報告終わります。

1. 付託案件

- ④ 議案第66号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）について
- ⑥ 議案第84号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）について

○出田裕重委員長 それでは、ただいまから、第36回定例会において、当委員会に付託をされた議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りをいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので質疑から行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。
説明員の入れかえの関係により、審査の順序を変更して議案第66号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。
これより、質疑を行います。質疑は分割をして行います。
北村委員。

○北村利夫委員 質疑なんですけれども、5号、6号も一緒にどうですか。

○出田裕重委員長 理由は。

○北村利夫委員 一緒やんか。

○出田裕重委員長 ほかの方、御意見、結構ですか。
もちろん、採決は分割です。
そういう御意見がありまして、異議がございませんのでそのようにさせていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 それでは、議案第66号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第5号)、それから、議案第84号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

今、提案ありましたように変則的な審議の仕方になるかもわかりませんが、質疑あるときはページをあらかじめ言っておいて、質疑に入っていただきたいと思います。

それでは、質疑にうつります。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 補正予算の第5号ですが、これの支出で26ページ、それと、29ページ、それぞれあるんですが、26ページで障害者介護給付費等ということで、3,178万円という支出予算が組まれているんですが、この障害者介護給付費の内訳というのは、ざっと私の調べた範囲なんですけれども、大体10項目ぐらいに分類されるというふうに理解してるわけですが、それはその理解でいいですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） この障害者介護給付費については、いろんな給付サービスがございます。メニュー的には、いわゆる居宅介護とかいうホームヘルプ、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、あるいは、障害者のデイサービスであるとか、ショートステイであるとか、そういうふうなもろもろの障害者に関する事業というふうな解釈で結構かと思えますけども。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その項目の中で今ありました居宅介護についてなんですけれども、この居宅介護ということで、先日兵庫県の社会保障推進協議会の皆さんと市との間、少し意見交換といたしますか、そういう機会に同席させていただいたわけなんですけれども、そのときに特別障害者手当ということについていろいろ意見がありました。

その後、調べていただいた結果として、もしわかればですけども、現状その特別障害者手当というものはどういうもので、どれぐらいの方が受けているかということがわかれば御説明いただけますでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） いわゆる特障手当というのは3種類ございまして、特障手当と障害児福祉手当と福祉手当という3種類がございます。それで、これちょっとデータ的に古くて申しわけないんですけども、特障手当月額2万6,440円という月額なんですけども、それが6月末で72人、障害児福祉手当の月額が1万4,380円ということで、6月末で15人、福祉手当の月額が1万4,380円で3人と、これあんまり大きく推移はしてないかと思えます。

それで、特障手当の対象者ということになりますと、20歳以上で著しい重度の障害があって日常生活において常時特別の介護を必要とするものというふうな方々が、この特障手当の対象となります。障害児福祉手当につきましては、20歳未満で、政令が定める程度に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とするものという規定がございます。福祉手当につきましては、日常生活において常時の介護を必要とするものというふうな定めになっております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この基準として、障害者の方というので、障害程度というのものもあるようにですけども、大体障害程度でいえば1級ないしは2級というようなことになってるかと思うんですけども、どうですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） ほぼそういう解釈で結構かと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それと、あと29ページの介護の給付費の中でも、恐らく居宅介護ということで、障害者というか、介護度によって分類されている部分があるかと思うんですが、その点、いかがですか。居宅介護でも当然介護度によって対象範囲というのが定められているというふうに思うんですけども。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 障害者自立支援法と介護保険とは、若干異なってきますので、介護保険についてはあくまでも要介護の審査会、それに基づいて介護度が決定すると。その介護度が要支援1から要介護5まで、7段階に分かれるんですけども、それぞれの限度額というのがございます。その限度額以内において、その利用が可能であると。そういうふうな形ですので、一概に障害者自立支援と介護保険の介護度というのが対象者も異なる場合が多いですし、一概に合致するというふうなことではないというふうに思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう一度調べていただきたいんですが、介護度4、5に該当する方々は、障害者給付とダブる部分も出てくるかとは思うんですけども、介護度だけで障害等級ということやなくて、介護度で判定をされて、4、5という介護度の中にある場合に居宅で介護を受けている場合、特別障害者手当というのが交付されるという規定というのも調べておるわけですけども、そういった点、もう一度確認をいただきたいんですがいかがでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） それについて、帰って確認はしたいと思いますが、私の認識では介護はあくまでも介護審査会においてなすべきもの、それで、障害者のいわゆる障害の区分については障害区分の審査会が別にございますので、そこで両方受けられれば、認定されれば当然二重に、それぞれそういうふうな給付を受けられると。それを片方しかない場合は、その片方の制度を利用していただくというのが基本かだと思いますけど。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 再度調べていただきたいんですが、その介護度4、5の場合も、特別障害者手当を受けられるということになってると思いますので、対象の範囲がどの程度になっているかということと、また、実際に受給資格があって受けていない方というのも今いるように思いますので、その点洗い直しをしていただきたいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 先立っても、その会、私自身は出席していなかったんですけども、数名それに該当する人がいるんじゃないかというふうなことで、担当のほうはその方々に通知なり、連絡なりをさせていただくというふうな方法は、既にとっているんじゃないかと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 なかなか制度が、介護のほうのくくりと障害者福祉のくくりとで、少し縦割りといいますか、横の連携というか、そういうものを洗い直すのはなかなか難しいという話も聞いておりましたので、そういうこぼれといいますか、見落としといいますか、そういうものがないようにまた配慮していただければなということですので、その点よろしく願いいたします。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これ実際、その会のあった後、長寿福祉、あるいは、福祉の担当のほうとも相談したんですけども、要介護度4、5の人と、障害手当もらってる

人とのなかなか調査というのが、それぞれなかなかシステム上すぐに一致をさせるというふうなシステムになっておりませんので、別々のシステムですので、なかなか実際の話それを合わせていくというふうなことはかなり難しいなというふうな意見は出ておりました。

ただ、できるか、できないかについては、今後我々のほうで検討もしたいなというふうな考えております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 84号のほうなんですけども、大体これは全体的には5件ぐらいいろいろ交付金が入ってくる、なんですけど、何点かあるんですが、一番最初のところで、10ページでいなりこ予算で400万増額という、これ当初予算が400万で、今回400万増額というふうに解釈してるんですけど、今の消化といいますか、状況はどんな感じになってますか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） いなりこ予算につきましては、当初予算で1カ所100万円ずつ予算措置をいたしておまして、11月末現在の執行状況につきましては、4庁舎合計いたしまして22年度11月末現在38件で、執行額については、141万円余りとなっております。執行率は、35.3%でございます。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 ということは、当初予算でもまだ大分余ってる、残ってる、これからの期間もあるんですけども、それにプラス400万ということで、かなりいなりこ予算はまだまだ年内いろいろ答えていただけるといふ、そんな感じで解釈してよろしいんですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） そのように考えてございます。

○出田裕重委員長 続いてあるならどうぞ。
柏木委員。

○柏木剛委員 わかりました。

同じく84号の10ページ一番下のほうで、民生費保育所の大規模改修工事費うというのは、これ1億900万、これどこの場所、どこの保育所でしょうか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 今回、これ22年度にやっていますけども、21年度の繰り越し事業ということで、二宮保育所と賀集保育所でございます。新しいとこ、すいません。ちどり保育所と、北阿万保育所でございます。申しわけございません。

○出田裕重委員長 どうぞ。

○柏木剛委員 まだあるんですけど、終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 補正予算5号の50ページ、神代小学校、市小学校、設計監理委託料、設計委託料、それから、大規模改造工事費ということで、それぞれ入札減ということで神代小学校については1,242万の減ということになっています。予算では1億3,000万の予算であったかと思うんですけども、それは間違いありません。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） そのとおりでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 入札の減ということで1割弱ということでございますけれども、ただ大規模改造工事ということでの積算ですが、どのようにされていますか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 積算につきましては、建設省の歩掛をもとに、あとまた単価とかはわからないものにつきましてはメーカーからの見積もりをとりまして、それに基づいて積算してございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 積算ということで、いろいろな材料費という項目もあると思うんですが、その中に重要な項目として労務費というのがあるように思うんですが、積算の中ではこの労務費というのとはどのようになっていますか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） どのようにといたしますと、どんな御質問でしょうか。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 労務費というのは、どのようにして計算されるかということですが。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 例えば、一つの物事をつくるのに何工とかいうような形だと思っんですが。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どのような作業があつて、作業員があつて、その作業員が大体何日ぐらいかかるか、それによって積算されるというのではないんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） そういうことでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そう説明してほしかったんですが、すると、この労賃の単価というのはどこで決められるんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 兵庫県の統一単価でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうですね。そしたら、事業費の積算の中で労務費というのはわかるようになっているんでしょうか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 入札に付す場合は、金抜といった形でございます。それで、あと中身の工数とかいうのは、工種、どういう工事があるかというような明記はしてございますが、中の明細につきましては金抜設計上明記してございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと言葉がよくわからなかったんですが、金額を表示してないという、金抜というのは金額を表示してないということですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 金額ももちろん表示してございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 工事にあたって、その品質を確保するという法律があると思うんですが、私、ちょっと気になりますのは、今回は1割ぐらゐの入札減ということになってるわけですけども、最低制限価格の範囲の中でいろいろとそういう労務費に対して非常に金額を抑えた場合にしわ寄せがたって、働いている人たちにかなりしわ寄せがいくというケースもあるというふうに聞いてるんですけども、そういうことでの確認といいますか、そこに作業している方々にいろんな、必要な、先ほどの県が示している労務費が支払われていないケースというのものではないのかなということ、少し気になってるんですけども、その点確認できますか。

○出田裕重委員長 全般的な質問にも聞こえるのですが、別に管財のほうで答えていた

だいても結構ですけど。

都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 我々が工事発注行う場合ですけれども、それは一つの参考の積算ということが、今後入札執行に当たる予定価格に当たります。参考の設計の中には、いろいろ積算の根拠をつけてございます。それについては、作業、この作業をする場合はふつう作業員何工要りますよと、ダンプ運転する場合は一般運転手何人要りますよと、時間計算とかそれぞれ細かく全部積算してございます。これは、我々発注する側が、一つの根拠としてもっているものでございます。

しかし、受注を受けた業者さんは、それにこだわらずいろいろ得意な分野いろいろさまざま技術的なものがありますので、あくまでこれは入札するときの参考資料という形で進めてございます。その中で、いろいろ業者さんが目的物を完成するに当たりまして、いろいろな方は業者さんの職員の中で施工したり、また下請を出したりします。下請を出す場合は、3,000万円以上については届け出とか、建築の場合は5,000万円とかいう縛りがあります。その中で、自分とこの職員さんを使っていた中では、雇用契約当然会社で結んでおりますのできちっと賃金が支払われているものと思っております。

ただ、細かなところで下請とかあって、下請が正式なものなんかそうでないものかというのは、私はちょっとすべてはチェックはしておりませんが、届けのないものについては受注業者さんの職員という形でとり行われているというふうに解釈しているところでございます。

それが、現状でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 幅広い話になってきますので、この直接今回の補正予算での減額ということだけを見れば、問題点としては出てこない部分はあるんかとは思いますが、やはり公共工事ということで大幅な減額も結構多いと、このごろですけれども。その中で、やはり品質を確保するという事の中で、いろいろルールがあって、最近自治体によってはこうした公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、あるいは、建設業法、その他関連法令の中で業者に対して契約結ぶにあたっての留意事項、留意事項ですね、これを定めていると。当然公共工事の品質を確保するという大前提の中で動いているわけですが、その中に下請負の適正化、あるいは、施工体制台帳、あるいは、労働者の雇用等ということについて留意事項ということを示して、入札契約を結ぶという自治体も出てきているということなんですね。

最近、日本の全体の中でやっぱり公共工事に対しての厳しい視点の中で、非常に低価格

入札ということも結構あって、それが工事の品質に与える悪影響、とりわけその作業員に対する労務費であったり、労働安全衛生面上での問題であったりということが見受けられる。そういうことから、国交省あたりも指導喚起をする。そして、いろんな法令整備をする。あるいは、地方自治体にあつては契約にあつたって留意事項を明示をする。こういうことがふえてるといふふうに聞いてるんですが、そういった状況、情勢というのはおつかみでしょうか。

○出田裕重委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 今、委員がおっしゃるとおり、公共工事、できてればいいという感覚じゃなしに、まず最初の1点目、公共工事の適正化に関する法律、これ平成13年ですかね、できて、それぞれのきちとした施工能力の指導を徹底するといったり、いろいろさまざまな指導的な法律ができてございます。また、最近になって、公共工事の品質に関する法律ですか、そういうことで今度より入札にしたって、安ければいいというんでなしに、やっぱり目的物をきちとした品質を確保したものでなければならないという法律の中でもいろいろ細かなところまで、法律で定められてございます。

我々は、執行する側といたしまして、これらの法律を遵守し、まあ、受注側もそれを遵守していただく形で品質の高い目的物をつくるということで進めてございます。で、当然我々執行側といたしまして、さまざまな書類の提示なり、また指導監督もしておるところでございます。

それ以外については、労基法の関係であったり、業者さんもそれぞれさまざまな法律を遵守して、きちとしてやっていただくとかいうようなことで我々は考えているところでございます。

細かなこういうものが必要でないかというところまで、ちょっと私も今現在は把握はしておりませんが、そういうことは承知しております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、そういう問題意識の中で、工事契約にあたって何点か、これ私が持っているのは交野市というところなんですけども、7項目ほど項目を挙げて、その必要な留意事項、指導ですね、そういうこともやっている例もありますので、そういったものを参考にしながら公共工事の品質確保、あるいは、適正な施工ということについて、一層強めていただきたいなというふうに思っておりますので、その点研究もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今、委員おっしゃってます話につきましては、最低制限価格もある程度見直しもしたりして、いわゆる最低限の企業として利益が出るような対応をとということで、今までずっと対応してきております。もちろん、品確法の話もちろんそうですし、安全衛生の関係もしかり、あるいは、下請業者にしわ寄せのいかないような話、当然のことでございますので、鋭意そういう方向では今後とも取り組んでいきたいと、このように思います。

○出田裕重委員長 ほかに。
柏木委員。

○柏木剛委員 また84号の10ページなんですけども、この在宅老人日常生活用給付事業補助金、これ高齢者世帯の災害報知機の設置補助というふうに何か本会議のときに聞いたんですけども、具体的には在宅老人という基準というんでしょうか、それから、この辺の補助の具体的な考え方、内容についてお聞かせ願いたいんですが。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） これについて、火災警報器の補助なんですけども、当初5号のほうにも120万ほど計上させていただいておったんですけども、このたび追加で交付金がおりましたものですから、75歳というふうな一つの線を引きまして、それでひとり暮らし老人であるとか、高齢者の二人暮らし老人であるとか、そこら辺に対して2個までについて給付をしよう。もちろん、これ申請していただかなければいけないんですけども、そういうふうな趣旨でこのたび計上させていただいております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 補助の金額とか、率とかいうのはどんな感じ。月幾らかかって、幾ら補助するかというのは。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷直也） それにつきましては、高齢者のみの世帯で非課税世帯の人については、全額2個まで出していきます。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 それ以外は。

○健康福祉部長（郷 直也） 通常の場合は、非課税世帯と生活保護というのは割とセットになっている場合が多いんですが、生活保護の場合は生活扶助費で出てしまいますので、二重計上になってしまいますので、このたび生活保護の方はその生活保護のほうで対応すると。ですが、今回は非課税世帯、世帯の人が全員非課税の人が対象になると。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 ということは、非課税世帯以外のところへは、特に考えてないということですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 今回は、あくまでも非課税世帯というふうなことを限定にして考えております。

○柏木剛委員 わかりました。終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 66号、27ページ、外国籍高齢者等福祉給付金いうて、これ扶助費で、これは主にどのような用途というか、2万7,000円いうたらこれ何に使うお金なんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これは、高齢者の方で外国人籍の人が、現実南あわじ市に2名今給付されております。その方の給付の額が1,000幾らか上がったということで、今回の補正でございます。現実的には、いまのところ2名でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 永住権というか、外国籍の永住権をっておる世帯が2名という解釈
でよろしいんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） あくまでも、無年金、年金が何もいただいていないと。で
すから、収入がもう全くないというふうな方に対して支給する制度でございますので、一
概に外国の方が全部とかいうわけではございません。しかも、高齢者であるということが
条件でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、日本国内221万人の永住権を保持する外国籍の方がいてると
いうようなこと、私は知っとるんやけど、市内にこの外国籍でやっぱり永住権というか、
保持する人いたら、外国籍の何人おんの。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 外国籍とかはちょっとわからないんですけども、住民基本
台帳の外国人が南あわじ市市内で155世帯で、人口にしまして207人という数字が2
2年11月末現在の数字があります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 日本の永住権持っとる人というのは、わかるわけ。永住権持ってるの、
在日とか、中国籍とか、持ってる人おるのけ。永住権持ってるの。

○出田裕重委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） はっきりしたことはわかりませんが、そういう方はお
られると思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

まず、日本脳炎なんですけども、これ平成17年の5月から平成21年の6月まで、約4年間ほど副作用があるとかいうことで中止しておりました。その方を対象に、2カ月から4歳まで、9歳から13歳までというふうに1期2期に分けて、その人たちを対象にこのたびは予防接種をしていただくというふうな予算でございます。

それと、新型インフルエンザなんですけども、これも昨年とことしと、いろいろ制度が変わってございまして、ちょっと先ほど明確な答弁できなかったわけなんですけども、このたびにつきましては、13歳未満については2回接種、13歳以上については1回接種ということで、その中で非課税世帯の者と、それと生活保護の方、これについては無料で接種できます。それと、昨年と同様に65歳以上については1,000円の負担金で接種できます。それ以外の方についてはもう全額自己負担と、そういうふうな形でございます。

以上でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一度確認やけど、13歳未満の方は2回接種されると。そのときの負担というのは、非課税世帯と生活保護世帯の子は無料で、それで、普通の人は幾ら払うんで。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 1回3,570円だったと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう13歳未満の方は2回接種で、その都度その都度それだけの料金お支払いするという事なんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 2回接種の場合は、そういう形になります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。
 谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点だけね、これ財政の部長にお尋ねしてんねんけど、55ページの財政調整基金積立金3億3,300万か、これ、こういう、私も財政調整基金というような観点で、当然将来に見据えての基金の積み立てをしとるんだらうけど、これはそういう目的でやられとるんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） その考えのとおりでございます。今回の場合は、歳入のほうで、いわゆる前年度の繰越金4億数千万補正予算で計上しております。そのあたりを、今回は財政調整基金へとこういうことでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは要望ということよ、今非常に厳しい状況にあって、それはもう財政健全化にむしろ懸命に努力されとるの、ようわかんねんけども、この3億3,300万のうち、例えば、1億円ぐらいろいろなささまざまな事業にやって、そんなことは1億円、もし何かそういうふうな緊急雇用に使うとかいうたら、こんなときには基金積み立てせんとそんなこと、それはまた執行部のほうで考えるということなんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 緊急雇用の部分については、当然後でまた審議いただく二つの基金を今回制定させてもらおうと。そのあたりの基金の活用というところは、本来緊急雇用というのが雇用のところでできるだけそういう対応をしたいという思いの中で、それももう考え方はある程度集中して実施すべきかなというようなことから、5年間の期限を設けて、それで今回1億2,000と7,000万ですか、約2.2億円ぐらいのものを考えておりますので、今委員おっしゃってる部分についてはそのあたりでかなり対応できるかなと、このように思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この南あわじ環境保全基金条例制定というか、これが7,000万ほ

どのやつが緊急雇用に使うとかいうようなこと、先般聞いておったけども、それと、7,000万と1億5,000万はあんの。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） ちょっと離れるんですけども、企業誘致と雇用振興基金というのを、二つの基金をつくりますので、一方が1億5,000万で、一方が7,000万、こういう考えでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ああ、そう。企業誘致の1億5,000万と。はいはい、わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） すいません。一部訂正と追加説明をさせていただきます。
新型インフルエンザなんですけども、先ほど3,570円を2回というふうに答弁させていただきましたが、2回接種の場合は1回目が3,750円で、2回目が2,550円に、ちょっと少なくなります。

それと、去年は新型インフルエンザA型というふうなことやったんですけども、今回が三つの株が入ってまして、新型のインフルエンザとほかにことし今流行しているというふうなのは、最近どうもA香港型という旧来の季節型がはやっているそうでございます。その季節型のA香港型と、それとさらにB型、この三つの株が入っておりますので、前回よりも季節性と新型と両方きくようなワクチンになっております。これが、昨年と違うところでございます。

○出田裕重委員長 ほかに。
柏木委員。

○柏木剛委員 57ページのところで、ちょっと単純な質問でお聞きしたいんですが、その職員数がマイナス8となっております。当初予算でも、514からまた8人減って、なおかつここでまた8人減っているということは、これは期中というんですか、年度末やなくなって期中で、年度中でこれだけの減員があったということですか。

それと、その辺は人員適正化のほうとの関係でいったら、どんな感じになってるでしょうか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） まず、最初の御質問のお答えを申し上げます。

ここで、マイナス8人ということになっておりますが、一般会計での減少数、当初予算では508名の算定をしておりましたが、現在確定をしてるのが500名ということでのマイナス8ということでございます。

あと、特別会計等ございまして、全体では当初予算ベースでいきますと、市長、副市長、教育長含めまして601名の算定で、現在596名という実数がございまして、全体ではマイナス5人、そのうち一般会計ではこのマイナス8人となったものでございます。

それともう1点、申しわけございません。御質問、もう一度よろしいでしょうか。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 この辺の8人減で当初予算ではね、また今回もこの段階で8人という数字が上がってきて、ここでいうと498名ですけど、それは定員員適正化計画の中でいったらどんな感じの動きをしとるんでしょうか。ということです。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） すいません。お待たせいたしました。

当初予算ベースでいきますと、先ほど申したように、三役含めて601名ということでございますので、598名が職員数ということでございます。現在が、596名で、三役引きますと593名ということで、4月現在では595名でございましたが、その間普通退職等ございまして、2名減ということの593でございます。

定員適正化につきましては、このたび見直しをいたしまして、平成22年4月現在では595ということになっておりますので、その見直す前の数字はちょっと手元にはございませんが、見直した数字で現在始まっておりますので、今その比較といいましても、それから2名減少しているということでございます。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 ということは、定員適正化計画にほぼ沿った格好というんですか、2名

減というのは。現在2名減というのは、年度末でまた退職とか含めて、もう大体控除するとどんな感じになっていくんでしょうか。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど申しあげましたように、このたび見直した形で平成22年4月1日が595、そして、来年の平成23年の4月1日でいきますと、562というマイナス33名になるということで、これを比較いたしますと、その見直した数字が平成23年4月が582でございますので、それよりも20名減というようなことで、定員適正化が促進されております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 ということは、定員適正化がかなり前倒しで、20名ほどの大幅な前倒しですが、今の成り行き的にはなっとるという、そんな話でよろしいですね。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） すいません。先ほどちょっと582から新規採用職員の数を入れておりません。8名それよりプラスですので、12名の、計画よりも削減数が多いということで御理解賜りたいと思っております。

以上です。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 はい、わかりました。

ついでと言ったらあれなんですけど、その真下、その下にある表なんですけども、職員手当の内訳の中で大体おおむねマイナスとなっているわけなんですけど、時間外勤務手当と管理職手当、これだけが増額、まあパーセントにしたら5、6パーセントですからそんな大きなことないんかもわかりませんが、時間外勤務手当は確かに業務の山谷があるとは思いますが、その辺の実情と、管理職手当がアップしたという、当初予算に比べてアップしたというこの辺の背景とか、要因をちょっとお聞きしたいんですが。

○出田裕重委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫）　　まず1点目、時間外勤務手当の増となった原因でございますけれども、平成22年度の現状を踏まえて、また、平成21年度の実績により修正を加えたものということで、ちょっと漠然としておりますが、そういった理由でございます。

また、管理職手当については、当初未計上であった本年4月1日の昇格により支給対象となった職員分を、このたび計上したということでございます。

○出田裕重委員長　　柏木委員。

○柏木剛委員　　わかりました。

○出田裕重委員長　　ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員　　34ページ。これ、本会議でも質問されておりましたけども、淡路広域の出資金、これもう一度説明をお願いします。

○出田裕重委員長　　財政課長。

○財政課長（神代充広）　　今回2,780万追加で計上をいたしております淡路広域水道企業団への出資金でございますけども。これについては、長見山配水池、それから、生子の浄水場、上田浄水場の工事費の計上によります出資金でございます。当然工事費について、淡路水道企業団のほうで計上しておるわけなんですけども、長見山の配水池については、これは広域化にともなう事業ということで国のほうが3分の1になります。同額を出資金として市のほうから出すということでございます。

生子それから上田の浄水場につきましては、耐震改修ということで国のほうが2分の1になります。で、出資金については市のほうが4分の1を出資をするということになります。

以上でございます。

○出田裕重委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　いわゆるこういう安全対策ですよ。この安全対策に対するやつは、当該市がその分を負担していくんやという形なんですか、これからずっと。

○出田裕重委員長　　財政課長。

○財政課長（神代充広） 3市協議の中で、今委員おっしゃられたとおり、当該市が負担するということになっております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それやったら、会計は一つになるわけですが、何でそういうことをやるんですか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 当然施設の改修のスピードといったものも違いますし、今後その関係で当然浄水場以外の配管工事、老朽化更新工事といったものも、南あわじ市は比較的進んでおりますが、他の市はおくれておりますので、そういうことも勘案した中でそういうふうに決定をしたということでございます。

○北村利夫委員 はい、終わっておきます。

○出田裕重委員長 ほかに。
谷口委員。

○谷口博文委員 議案84のほうやさかい、これの12ページ。住宅管理費で解体と撤去、これ市営住宅で1,000万円で850万の解体、これは実際具体的にはこの市営住宅の場所はどこなんですか。

○出田裕重委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 沼島の泊地区といいまして、船の発着場ありますよね。あそこをおりていただいて、また左のほうへちょっと入り江のような港湾みたいなところございます。その港湾をぐるっと回っていただくということで、その発着場の港湾の向かい側手になります。場所がそこになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これはもう、土地自体は市の管理地というか、所有地なんですか。

○出田裕重委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） はい、そうです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんなら当然、解体・撤去したら、更地にして、今後転売というか、その辺の後のほうの用途的にはどうお考えなんでしょうか。

○出田裕重委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 今、特には予定はしておりませんが、地元としては、幾らかの地域になる活用を希望されておる、意向がございます。ただ、まだ具体的に跡地をどうしようとかいう計画はございませんけれども、とりあえず今危険な建物の状態ですので、まず、撤去という形で動いていきます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 撤去して、ほんなら、更地にされて、沼島地区の要望に応じて公園整備であったりとか、また、売却というか、その辺は今から今後考えていくということなんですか。

○出田裕重委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（野田 博） 具体的にはまだ方向性は決めておりませんが、委員のおっしゃるとおりで、今後検討はしていきたいなとは思っているところです。

○谷口博文委員 わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。
柏木委員。

○柏木剛委員 14ページのところの基金の積み立てのところなんですけど、前も本会議で質問が出てたと思うんですけど、改めて、例えば企業誘致及び雇用振興基金が1億5,

000万、基金積み立てしとるんですけど、これもう少し何か使途について、使途の計画について何か考え方はある程度はお持ちでしょうか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） これについては、基金条例の中でまた出てくると思うんですけども、今後23年度から5年間かけて企業誘致の奨励金とか、緊急雇用のための臨時職員の雇用であるとか、そういったものに当然国のほうの緊急雇用対策事業というものもあるんですけども、それも活用しながらそれ以外の分で雇用対策の事業にあてていきたいというふうな考え方でおります。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 また、別の議案としてあるわけですね。はい、わかりました。そのときに改めてやります。

○出田裕重委員長 今でもいいですよ。

○柏木剛委員 いやいや、わかりました。5年間に向けて、これから具体的に企業誘致なり、雇用促進をやっていこうというそういう範囲で、また、それ以上のことはまだ決まっていないということによろしいんですね、具体的なところは。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 具体的には、23年度予算に反映していきたいというふうな考え方でおります。

○柏木剛委員 はい。終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議案84号の柱は、11月に国の補正予算が通ってということで出されたものということになっているわけですが、この中できめ細かな交付金事業ということで2億176万、住民生活に光を注ぐ交付金ということで3,494万ということでした。

この事業内容については、これから細部を詰めるというような説明であったかと思うんですが、既に事業化として決まっている分というのは、どうなってますか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 国の活性化交付金の中で、今委員おっしゃられましたようにきめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金ということで、二つの事業がございます。で、きめ細かな交付金については、これまでも行われておりました緊急経済対策の交付金とほぼ内容が同一でございますので、それについては今回計上した予算で執行していく予定でございます。

ただ、住民生活に光をという交付金については、まだ補助要綱等内容がはっきりしておりません。ということで、今回3,400万余りのうち1,400万余りの分について事業化をしておりますが、それについては、これもほぼいけるであろうという推測のもとに計上しております。で、残りの2,000万については、地域福祉基金に積み立てを行っております。で、詳細な要綱等が今後国のほうから示されるということになりますので、それを見た上で、また3月補正に追加計上するか、もしくは、内容の一部変更があるかもわかりませんが、今計上しております事業についてはほぼいけるであろうというふうに考えております。

二つの交付金を計上しておりますけども、住民生活に光を注ぐ交付金については、在宅日常生活用具給付事業、それから、学校運営支援対策事業、それから、コミュニティバスの無料配布券の交付事業、それから、幼稚園・保育所の備品整理ということで備品購入費を計上してます。それと、いなりこ予算。具体的には、その5つの事業を計上しております。残りはきめ細かな交付金事業というふうになっております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きめ細かな交付金事業ということの流れとしては、これまでやってるものをふやす、予算枠として増額するということになってるわけですか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） そのとおりです。今回、補正予算で計上したものしか補助対象にはなりません。これまで、予算計上しておいたものについては補助対象にならないということで振りかえは一切してありません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、もう既に補正予算の中で出てるということになるわけですから、例えば、土木費であったり、商工費、あるいは、農林水産事業、それぞれにも配分してるということですか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） はい。追加で配分を、今回補正が通ればする予定になります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと希望なんですけれども、淡路市の予算の説明資料で、そういう事業費、事業見込とその予算が、今回の交付金限度額の上乗せということで、明細を説明資料で配られているということだったんですけれども、ちょっとこの内容を一つ一つひらいていく、いけばいいんでしょうけども、できればどの事業にどれぐらいの配分があったのかということも、もう少し一目でわかるようなものになってれば理解しやすいなということが1点と、この交付金については、南あわじ市は2億ということで、きめ細かな交付金ですね、これは2億176万でした。これは自治体によっていろいろ差があるようで、淡路市の場合は2億6,000万余りあった。5,000万ほど、ちょっと南あわじ市よりも多い淡路市の交付金交付ということになっとるわけですが、この違いということも少し説明いただければと思うんですが。

まず第1点は、事業費の明細が一目でわかれば理解しやすいなという点、それから、交付金の上乗せの基準といいますか、どのようなことでこの5,000万円程度の差が出てくるのか、もし、説明いただければと思いますが。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 一覧表は、きょうお持ちしておりますので、あとでコピーしてお渡しいたしたいと思います。

淡路市がうちより5,000万多いということの違いでございまして、これの積算基礎となっておりますのが、当初普通交付税で参入をされておりました雇用対策地域何とか特例費というような項目があったわけなんです、その費用を若干修正をして、上乗せをしたと、積算を変更したということで、その額に応じて比例してふえておりますので、淡路市がもともとその特例加算分が多かったということで、この違いが出ております。

○出田裕重委員長 後でいうことですが、よろしいですか。

○蛭子智彦委員 今もし簡単に配れるのであれば、後でと言わずに、今いただいたほうがいいですね。

○出田裕重委員長 その間に、質問あれば。
谷口委員。

○谷口博文委員 議案84の11ページのこのサンライズ淡路グラウンド修繕工事費700万と、サイクリングターミナル400万と、それと施設用備品購入費400万、これサンライズ淡路グラウンドというのは、下の野球グラウンドの、これ同じ指定管理の施設ばかりやと思うねんけど、実際サンライズ淡路のグラウンドの修繕というのは具体的にはどういうふうな修繕の工事なんでしょうか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サンライズのグラウンドにつきましては、下の野球場のグラウンドのフェンスが、特に傷んだり、そこから基礎の部分が低くて、道のほうにすぐに水があふれてくるとか、そういう部分の修繕になります。それで、特に道側については、グラウンド即道という形になりますので、特にそこら辺を高くして、安全性を図ることになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 サンライズはグラウンドの外溝周辺のその辺の補修やと。これ、サイクリングというのも、これ同じこの指定管理やけどこれは非常の自家発というか、その更新。それと、この400万の備品というか、400万の備品ごっついと思うねん。これ、何を買うんで、これ。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サイクリングを先に、非常用の電源、これはもう大分経年で劣化している分の購入になります。

また、施設の備品につきましては、地デジ対応のテレビになります。中のテレビが、全

部今のアナログタイプのテレビですので、それを地デジ型に変えていくと。たくさん数がありますので、それになります。ちなみに、テレビの数が全部で54台でしたかね。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、ほんならあれやね、サイクリングターミナルと、サンライズ淡路に対して、地デジ対応の54台のテレビ、400万ということなんですか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） はい、その備品が全部市の施設ですので、そういう形になります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 サイクリングターミナルと、ゆずるはのあの下ら、サンライズは、このテレビをあっこ指定管理しとるんやな、同じ人が。そんで、そこへ50何台全部客室いうか宿泊施設のテレビを変えるのに400万のしとるということけ。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） そのとおりです。

○出田裕重委員長 ほかに質疑はございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 47ページ。46から続くんですけども、下水道費、これ地方債が減って、一般財源がふえて、結局は4,800万ほど減になってるんですけど、この理由は。

○出田裕重委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） この分につきましては、当初この7ページのほうにあります公共下水道事業の自治振興事業貸付金というのが廃止と挙げております。その分で、それを廃止をいたしまして、それで、貸付金を廃止をいたしまして、その中で一般会計のほう

から一応やりくりというか、調整いただきまして、その分を追加で、それで4,830万、そういうことになっております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、一般財源からこの部分を繰り入れしたというふうに解釈していいんですか。

○出田裕重委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） はい、そうでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ、今一般質問の中で、下水道、企業会計になってる、その部分を補助金として入れるというのはクエスチョンやないかなという質問したんですけども、これについてはどういうお考えなんですか。

○出田裕重委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） これ、一般質問のほうでありましたように、17条法で特別な事情がある限り補助となるということで、一応そういう理解をさせていただきました。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 17条の規定なんですけども、特別な理由、これ毎年特別な理由は出てくるんですか。

○出田裕重委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 特別な理由というか、その中でこれからも続いていくと思われま。特別な事情でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員　　いやいや、毎年出てくるんやったら、それは特別な理由とは言えへんのと違う。

○出田裕重委員長　　下水道部長。

○下水道部長（道上光明）　　おっしゃるとおりでございますけれども、一応その点で御理解願いたいと思います。

○出田裕重委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　これ、財政の関係でいうとどうなんですか。

○出田裕重委員長　　財務部長。

○財務部長（岡田昌史）　　先般の一般質問の時に答弁させていただきましたように、下水道事業というのは、要は広く見ますと環境保全であったり、いろんな分野にかかわってきます。そういうような観点で、やっぱり市としても、この下水道整備というのは合併以前から各4町とも取り組んで、できるだけ早くと、こんな思いもある中で進めております。ですから、現在非常に厳しい財政状況ですけども、やはり、この下水道整備への補助というのがやはり今後とも継続していかざるを得んのかなと。これ、もう市の政策的な分野の中での判断かなと。このように思います。

○出田裕重委員長　　北村委員。

○北村利夫委員　　いわゆる政策的な判断、もうそれしかないと思うんやね。せやから、何で僕、企業会計に融通したんかなという疑念、逆に持ってるわけなんです。というのは、企業会計というのは、基本はもう言わんでもわかってることやと思うんやけども、そういうことですから、そっちの事業で賄うのはもう基本ですから、そこらからいけば、絶対というていいぐらいできひん事業じゃないかなと思ってるわけなんです。だからこそ、何でかなと。

○出田裕重委員長　　財務部長。

○財務部長（岡田昌史）　　公営企業適用という一つの理由には、確か高資本費対策の助成をいただくのには、そういうところに何とか措置移行せざるを得んというようなことも

あった中での対応やと、このように認識しております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これは、それやったら物すごく相反することをやってるし、僕かて質問するほうかって、物すごく矛盾した気持ちで質問してるわけですよ、いわゆる、環境の問題もあるし、そして、財政の問題もある。そこらからいうたら、ほんとに物すごい相矛盾する考え方が同居してるん違うかなというふうに思ってるんですけども、これは、執行されてる側もそういう矛盾点というのは薄々は感じてると思うんですけども、いかがですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 独立採算的な取り扱いっていうのが基本と言われれば、今おっしゃってることにつながるのかなと、このように思います。けど、今の下水道事業の状況見てみますとね、その辺についてはいたし方ないのかなと、こんな思いです。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 せやから、毎年毎年特別な理由いうの何とか、何か項目ないんかなという気はするんですけども。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 勉強したいと思います。

○北村利夫委員 終わっときます。

○出田裕重委員長 ほかに。

ということで、これ委員長から資料請求したということで、今お配りをさせていただきますので。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと今見たら、暗算ばかりなので、もう少し早く調べといたほうがよかったなということなんですが、歳入で地方交付税の特別交付税合わせて2億6,000万、それから、国庫支出金としてきめ細かな交付金、住民生活に光を注ぐ交付金と

ということで2億3,000万、4億9,000万、ざっと5億ということであると思うんです。

このきめ細かな交付金のそのうちの一般財源として3,124万ということで計上されているわけですが、ちょっと国の補正予算の中では今年度の交付金の増額というような項目もあって、当初予算よりもこの補正でさらに上乗せをするという配慮というか、そういうものはされているのかなという見方をしてるわけですが、結局事業費として随伴していくのが、3億の事業の中で1割ということになってはいますけれども、その交付税の算定が多少事業費を余裕を持たせてるものになってきたり、新たな事業をやるということで枠が取れるのではないかなというような思いもするわけですが、その点いかがでしょうか。質問ちょっと意味わからないかな。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 交付税については、今回の補正で積立金に1億5,000万と7,000万の2億2,000万積み立てをしておりますが、その積立金のほうに振り向けたということでございまして、きめ細かな交付金の一般財源部分については、当然入札減等もございましてそちらのほうの対応もかねて3,000万ほど上乗せして、事業費の中に盛り込んでおるということでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということで、それぞれがこの企業誘致と環境保全基金に対して積み上げる余裕というか、そういうことができたということで、これが今後の南あわじ市の経済なりに好影響を与えるということが前提になってくるので、後ほどの基金条例の等々での議論になるかと思っておりますので、その点はそのときにもう少し質疑をせなあかんと思います。

この八つの項目それぞれ選択しておられるということであるわけですが、例えば、観光施設についてはサンライズ、サイクリングターミナルにかなり予算が使われるということですが、他にもそれぞれ国民宿舎系の松原荘であったり、いろいろそういう、あるいは直接は観光施設じゃないんですけれどもゆとりっくなどのところで修理費とか、あるいは、いろんな改善点というような要望も出ているかと思うんですけれども、そういった要望というのは出てないんですかね、具体的にはないんですか。

○出田裕重委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 国民宿舎、例えば、先のテレビの話になりますが、テレビであれば国民宿舎のほうは先にもう変えております。自分で会計を別に持ってますので、そういうところでは動ける部分と、今回のように、特別に交付金が出た中でこう動いてるとこ、どっちかいうたらこっちのほうがおくれているような形で、後追いで動いております。ですから、いろいろな施設、それはみな市としての観光施設として十分使えるような考え方の中では、同じように考えて動いております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうであると思うんですが、いろいろおくれてる部分というのは、ほかにもたくさんあるように思って、今回の中で八つの項目であるんですが、それはやっぱり洗い直しといいますか、課題がいろいろな施設の中であると思いますので、それが満遍なくできてるかどうかというのは少し疑問というか、自分の身近なところでいえば、例えば、社協センターでのプレハブの問題であったり、改善せなあかんような、補修せなあかんようなところも結構あるように思うんですけども、教育施設に関連してもですね、そういう部分が光を注いでいただきたいところも結構あったように思ったんですけども。

予算の枠がもうがっちり決まっていますので、これを変えるというのはなかなか難しいわけですけども、おきているところを優先的にやったという説明で一応そういう説明であったということをおもうんですが、少しほかにもおきているところもあるように、あるいはせんなんところもあるように思いますので、サンライズ、サイクリングに偏っているように思います。

社協にしても、グラウンドの整備もボランティアでやっとするわけですが、非常に高潮などで苦労したり、土が流されたり、そういうことがあったり、プレハブがやっぱり、見に行ったときは鳥はおらんかったわけですけども、歴史資料館とかいいながらも鳥のフン害とかいうのも現実には出てるというふうなこともありますし、プレハブの屋根がめくれているというようなこんなこともあって、これも緊急性があるんじゃないかと思ったりするわけですが、そういった点が今回の措置の中では抜けてると、そこら辺の事情、もしわかれば説明いただけますか。

ですから、それぞれ緊急性があるということを担当から財政のほうに上げていただいて、少ない予算の中で種々選択をしておかれてる部分へ予算配分したという説明だったと思うんですね。教育部としてそういうおきている部分という理解をして、予算要望もし、こういう2億なり、4億なりという、まあ1億5,000万を企業誘致に積み上げなければいけないし、環境保全基金7,000万ということになってるわけですけども、そのうちの一部でもそういう施設改修に回してもらえれば1億5,000万円が1億円、残り5,000万円をおくれた部分にという考え方も、必要性があればそういうことにもなったの

ではないのかなということ、思うんですけども、教育部からそういう改善要望なり、緊急性なり、必要性なりっていうことを財政に上げてもらってればまた検討もしてもらってということもあったのかと思うんですけども、その事情がよくわからないので教育部としてはどんな考えでいるのかということなんです。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 教育部のほうで、今回今の補正予算の中にも上がっておるんですが、いろいろ協議の中で、今回は松帆小学校の下水道接続工事、それから、倭文小学校のプール改修、西淡志知小学校のプール改修、それから、あと中学校につきましては倭文中学校の校舎の改装工事、以上の工事につきまして総額で2,700万程度の工事を計上させていただいております。

いろいろな学校施設の改修等につきましては、財政のほうともその都度、その都度協議させていただきながら予算措置させていただいておるといようなところでございまして、今回の補正につきましては、以上説明させてもうたようなところを対応させていただいております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですが、社協ですけども、社協であったり、国民宿舎であったり、やはり、ちょっと直さなあかん部分、例えば、国民宿舎のソファなんかでもすり切れてやぶれてたり、ああいうのは感じ悪いですよね、座ってもね。ほんで、宿舎もちょっとことしはお客さんも少ないということで、経営改善に向けていろいろ努力もしてるんですけども、そういうところへの、独立採算とは言いながらも、やはり配慮というか、せっかくきめ細かい、きめ細かな対応ということであるわけですから、そういうふだんではできないことも今回の補正の中で対応できると。7,000万、1億5,000万で2億2,000万円という基金積み上げの中の一部を振りかえてでも、そういうきめ細かい対応ということを、この交付金ではないんですけども、地方交付税という中での話なんですけどね。

社協にしたって、やはり非常に見た目も悪いし、何か日沈みいくというようなシンボルみたいになってもいかんわけで、やはり発信するという、たくさん観光客も来たり、あるいは、合宿などで学生なんかも社協センターをよく利用したり、いろいろそういうある意味で南あわじ市が外とつながっている接点みたいな、外部とつながる接点みたいなところもあると思いますのでね、そういうことを教育部としてもしっかりとらまえて、予算要望を強くしていただきたいというのがあったわけですが、それをしていなかったと。小学校のことしかできてなかったということは、残念なような思いがするわけですが、その点い

かがですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 教育委員会のいろんな社会教育施設でありますとか、体育館云々等々の施設につきましては、今長期計画というものを作成している最中でございます。これも、検討委員会等で提言をいただいたことに沿いまして、今ちょうど将来に向けての計画を作成してございます。その計画の中で、いろいろな施設につきましては将来どういう取り扱いにしようかというようなところを、計画ができ上ったら、それに基づきまして財政当局とも協議しながら実施に向けて取り組んでいきたいというような、こういう思いでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 実際ぶっちゃけた話、サンライズにテレビ買う指定管理のところに400万じゃいうて。ほんで、先ほどいうような施設がテレビやっても指定管理されてたって自分とこで努力して買いよるところもあるわけや、部長。

それでこれ、サンライズばかり力を入れて、これは社協はまた来年してもらったらええねんけど、あの辺もグラウンドも悪くて、ほんま事業効果というか、費用対効果はよう考えてほしいねん。どれだけ利用頻度があるかというのを比較してもらった上で、やっぱり事業の優先順位的なもの決めてもらわな、サンライズのグラウンドと、それと、社協テニスコートとか社協周辺の施設の利用者の利用頻度をいうやつを、十分比較してから予算要求したらええしやな。

そなん聞きよったらサンライズの宿泊施設、サイクリングターミナルのためだけテレビされちゃって、ほかの指定管理のどこ、自分とこでテレビ買いよるやて、そなんじゃらけた話はないぞという話をしよるだけの話。そこら、来年度はそういうこと、十分配慮してほしいなということで終わっときます。

○出田裕重委員長 答弁してください。ほかのどこ、どないしよるんですか。指定管理の協定書で、そんな金額決めてやってるんでしょ。

さっきの質問のままでいいですか。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、まずグラウンドの利用状況なんですけど、平成21年度につきましては、3万2,462人という利用の仕方があります。社協のほうは確認し

てないんですが、サンライズのほうはそういう形になっています。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わしもあそこ行くんやけんど、ほんまにときやたまにグラウンド使うだけや。行くんねんけど、部長、3万何人言うなよ、それはどこから出とるか、ほんまここまでいうんやったら、私も確認とるぞ。

○出田裕重委員長 答弁ありますか。

いいですか。

産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 利用状況については、どこが多い少ないとかなしに、当然ある施設はできるだけそういう維持管理できるようなものにすることが基本やと思います。ほんで、ただ今言うた数字については、私の手元にある数字として言わせていただいたと、御理解願いたいと思います。別に社協がどうやという話ではありませんので。

ただ、その中で、指定管理を決めていく中での、例えば、備品購入であるとか、修理費であるとか、こういうものについては幾ら以上かかる分については、市でもつとか、そういう取り決めもありますので、そういう流れの中で今回うちの管轄しておる部分についての予算要求をしているということで御理解願いたいと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、サンライズとサイクリングにテレビ更新したって、ほかの指定管理のとはしたらへんということがちょっと不公平感があるのではないかなということと言うときますんで、ゆとりつくであったりとか、ゆーぶるとか指定管理の施設があるねんから、その辺と同等のような効果したらええ、1カ所がしよったら何かな。僕は、公平というのが、僕の信念なんよ。何か1カ所に肩入れしとったら、何かどうも気に入らん、それだけ。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 社協センターの話が出たんで、私もやっぱりあそこは蛭子委員も言われてましたようにね、観光客が来とるんですよ、宿泊客が。慶野松原使ったりして、あるいは、グラウンドを使ったりしてやとるんで、確かにあそこはいろいろな面で傷んでます。

だから、ほんとにこのいなりこ予算に回す、いなりこ予算もちろん必要なんですけどね。そういうところへ回す分があったら、少しでもあそこの補修に考えてほしいなど、私は思います。一言だけちょっと言いたかったんで。クラブハウスにしても、審判台にしても、みんな傷んでますから、もうぜひ。

ほんで、部長は一度見てからという話されてましたけどね、保存館でもほんとひどい状況で、歴史のあれも、思いますので、ぜひひとつ、次回でもいいですからお願いします。終わります。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 6号の10ページ、コミュニティバスの運賃助成ということで、無料券の配布ということになってるんですけども、この配布基準というのはどない決めておられるんか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 配布の基準でございますが、今回は料金表にあります後期高齢者、75歳以上の方、それから、障害者の方、この後期高齢者と障害者の方を対象に交付したいというふうに考えております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 75歳以上の方が、このコミュニティバスに乗るか、乗らんか、というのはどない判断されるんですか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 基本的には75歳以上の方が、昨年の例ですと約7,000人ぐらい年間通じて御利用いただいております。その方々に、今でもそうございますが、後期高齢者の方は乗るときに、後期高齢者医療被保険者証、これを運転手さんに提示させていただいて、今は300円のところを200円に。この補正予算では、その提示がございましたら無料にするというような形で進めたいと思っております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、これ利用促進を図る、というのが目的ではないわけやね。無料券を配るのが目的やねんね。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 当然、らんらんバス、年々利用者の方も減少しております。利用促進も図る一方で、高齢者や障害者の方には少しの負担の軽減になるというような福祉施策ということで、あえて、社会福祉費に予算は計上させていただいております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、利用促進で、これが料金の増になるわけではないわけやね、これは。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 料金につきましては、当然無料でございますが、事業者のほうでその数を月々トータルで福祉のほうに請求をさせていただいて、コミュニティバスの収入になるということで、増減については全くございません。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやね。ということは、いわゆる利用者の人の料金が軽減されるということで、理解でよろしいですね。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 委員、おっしゃるとおりでございます。

○北村利夫委員 終わっときます。

○出田裕重委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

(休憩 午後 0時02分)

(再開 午後 1時00分)

○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 11ページの予防接種医師委託ワクチンの1,952万円の内訳について、このワクチンはどういうふうな、日本は非常に予防接種が先進国に比べたらおくれとって、先般もテレビ放送で北朝鮮のような何かそういうようなワクチンというのは、非常に後進国並みや言われてるんやけど、このワクチンは何なんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 委員言われるように、日本国はワクチンについては世界的に見ればおけていると思います。今回のこの1,952万につきましては、前回の補正は日本脳炎でしたけども、このたびのは子宮頸がんワクチン、それと、小児用の7価肺炎球菌ワクチン、それと、7月から実施しておりますヒブワクチンのうち、ヒブワクチンの2歳から4歳、いわゆる5歳未満の人が7月からの実施では該当しておりませんでした。ですが、今回2歳から5歳未満までを追加して、この3種類のワクチンの予防接種費用でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたら、5歳未満のヒブワクチンの方の対象は、全員がこの接種で
きるだけの予算というのはあるわけですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） ワクチンの量というのが、議会の一般質問のときにも答
弁させていただきましても、非常に不透明な部分がございます。我々とすれば、一応
その該当者のうちの約3割は必ずくるであろうということで、予算措置は3割を見越して
おります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、実際ヒブワクチン接種される5歳未満の子供さんの負担というのは、もう全額無償なんですか。それとも、何割かは受益者負担というか、個人負担金が発生するわけですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） これ、定期接種に準ずるといふうな形ですので、個人負担金はありません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点、部長に確認したいねんけど、この高齢者火災報知機の設置報奨金ということで、1万5,500円で400世帯で、先ほど部長の答弁した2カ所に設置するというような回答だったと思うんです。それで、対象世帯が3,000世帯ということで、市内に75歳以上の独居老人世帯と75歳以上の高齢者世帯が3,000世帯あるというような解釈でよろしいんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 単身世帯でおよそ2,000世帯あるであろうと。それと高齢者の二世帯で1,000世帯、およそ3,000世帯ぐらいを置いとけば、何とか予算的には間に合うのかなということで、今回そのような形で補正を置いとります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや、3,000世帯あるねんけど、実際にこの設置する世帯は400世帯やというような解釈違うんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） そのとおりでございます。3,000世帯のうちの400世帯を、全部が多分申し込みとかなかなか来れないであろうということで、それをいう

ふうな世帯数を見込んでおります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、これ単価やけど、1万5,500円いうの、これは機器2機で1万5,500円という解釈でよろしいんですか。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 大体今7,8,000円ぐらいまでで1個あたりできると思いますので、1万5,500円あれば2機はつけれるのかなと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、もうちょっと低単価で購入はできるんやけど、高齢者なんで取りつけとか、一応寝室は義務づけられとって、ほんで火器使用の台所との2カ所ぐらいという意味合いで交付やいうとと思うんねんけど、やっぱり寝室とここやけど取りつけ費も含まれとるわけなんですか、これは。

○出田裕重委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（郷 直也） 取り付け費は含まれております。

それで、今言われたように、主にこれは、寝室はこれはもう必要ですので必ずつけなければいけないと。それと、2階に寝室がある場合は2階のその寝室と、階段の上がったとこ。ここは必ずつけなければいけない。ただ、台所については、これ努力義務になっておりますので、で、台所の場合は主に熱感知のほうつけてるようでございます。寝室の場合は煙感知の火災警報器というふうな形になります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、価格やけど、取り付け費込みで、無料で、2個設置するということは、どっかで購入されて、業者が行って、そういう義務設置の場所に取りつけてあげるとい、そういうことやね。ほんで、私がこれ1万5,500円というのは2個で1万5,500円は高いなと思たけど、取り付け費も込みで入るとるよという理解で、はい、はい、わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと戻るわけですが、議案66号の入札の関係で、以前も少し聞いたわけですが、品確法の関係で公共工事については最低制限価格を設けると、しかし、設計監理委託料とか、こういうものについては、現状では最低制限価格がないと。一般質問の中でも、福良の市営住宅の設計で、非常に低価格の入札があったということで、それについて、低価格入札についての調査をするということの取り決めがないというふうなお話だったように思うんですけども、今後、以前もそういう入札にあたっては分けるのではなくて、請負契約、あるいは、設計監理ということについても、最低制限価格を設けたり、あるいは、低価格についての調査、これは公共工事全般にわたってですけども、そういう、最低制限設けておれば低価格入札ということにはならないかと思うんですが、いずれかの対応というのがいるのではないかということをお願いしたところ、検討課題というような話だったわけですけども、その後検討、進捗状況、説明いただけないかと思うんですが。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 先の一般質問だったと思うんですけども、同じような内容のお話ありました。今、財務、管財のほうを中心に県の対応であったり、いろんなところ勉強しておりまして、来年度には一定の制限の範囲を設定したいなど、こんな思いで準備をしております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでやっていただければと思います。
 終わります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連で、ちょっと最低価格制限というのは、当然工事の安全とか、品質はそれぞれそういう制限があると思うんです。それはもうやむを得んかなというような思いがあるんですけど、私は若干懸念するのはランダム方式というか、2.5から5までの枠内でやるというのは、何か1億の工事やったら500万ほどの違いが出てきて、何か意

図的に、だれがその数値をもって入れようとか、この辺は私は何か今のこのランダムでやっとなというのは、非常におかしいなというような思いがあるねんけど、これはなぜそういうふうな手法を取り入れたんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

できるだけ、補正予算の範囲内をお願いします。

続いているので、答えてください。

○財務部長（岡田昌史） 簡単にいいますと、8月の入札の状況が余りにも従来の状況と比べたら異常な状況が発生しよったということが、そういう取り組んだ理由でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それぞれね、業者というのはそれはそれなりにしっかりと積算し、企業努力しながら、できるだけそれは企業として工事ができるという価格でやっとな、それはそういうふうな市内の業者はこのごろコンピュータいうか、そういうやつで価格をある程度積算しやすいような状況やから、すべてフェアにいったるねんの。せやけど、これに対して、だれかから言われたかどうか知らんねんけど、何でそんなランダムいうか、そんなやつ、私はこんなん、それはおかしい話であって、こんなんはすぐにでも撤廃すべきやというような思いがあるねんけど、その辺のお考えはございませんか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） これ、すべてこれが一番いいとは思ってません。要は、余りにも状況が状況だったというような中で、いろんな取り組みが各自治体ではされております。その中で、一つの手法としてこういう手法を取り入れる、どうかというような議論の中で取り組んだわけで、これがこれから先ずっと続くかというような思いでもございません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 国でも、県内でも、どっかこのようなこういうふうな、採択されとる自治体はありますか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今はちょっと自治体名はわかりませんが、結構あると思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、こんなことをするほうが、何か勘ぐられるというか、だれが、どのように、そんな数字、250万か500万ぐらいのやつを、当てもんというか、くじ引きよるみたいな感じになってきて、企業努力というのは一つもないような状況下にあると思うんだよな。こんなもん、すぐに撤廃を強く要望し、ほんまいうたら、最低価格制限も私はなかつても構わないのではないかいなという思いがあるねんけど、その辺はまあまあいろんな質問というか、部長の答弁聞いとったらやむを得んのかなというような思いがあるねんけど、これを、ランダムというかこの2.5、5というこれだけの枠があるというのはおかしな話なんで、これだけはもうすぐに撤廃していただきたいということを申し、終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、あっちこっち行ったり来たりで申しわけないんですが、先ほどの工事内訳というか、補正予算の内訳書配っていただいたと。再度、その内訳の中身などもわかるような資料を調整していただいたら、さらにわかるのではないかなというのは、例えば、小中学校の営繕工事で見えますと、市内小中学校の校舎等について補修等工事を実施し、教育環境の整備を図るということで、何か所かの口頭での説明があったわけですけども、もう少し内訳的なものまで含めて、今後は示していただければなというふうに思いますので、また、これは委員長のほうからいろいろ指摘もしてもらってと思いますが。

○出田裕重委員長 はい。わかりました。

委員会、開催前にでも、あらかじめ私のほうに言っていただければ要求もしますので、次回からということをお願いします。

ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 この学校運営支援対策事業いうて、当然これ私自身の耳にもかなり学級崩壊、学校崩壊に近いような学校があるというようなことがあって、ほんまに時代かなと、教育現場においてはモンスターペアレントいうか、かなり生徒指導が厳しい状況にある学校現場も市内にあるというのは私も十分に認識しとるねん。それで、ここでこの352万8,000ってこの警察官OBとかいうようなことは、どの程度の学校に配置するという規模をお考えですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 対象は南あわじ市立、それから、組合立の学校、全部の学校を対象にしております。ただ、どっか一つの学校に常時おっていただいて、それから、パトロールというような形で今のところは考えておりますが、これは今からいろいろとまた協議を進めていきたいと思いますが、対象は24校全部の学校を対象に考えております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この352万8,000円というのは、その人を雇用する人件費的な経費やと考えてよろしいんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 人件費の三カ月分、それから、あと公用車を1台購入して、パトロール用の公用車ですが、配備するというふうなところで予算計上させていただいております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 人件費の人員は何名なんですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 3名でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 3名で、これ3カ月というのは、これは一応来年1、2、3カ月という意味合いでの3カ月という理解でよろしいですか。

○出田裕重委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） そうです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それで、ほんまにこの場はで言いづらいような学校現場があるということ、私の耳に入っておるわけやけど、これはもうしっかりとこういうふうなことをせざるを得んというのは、非常に学校教育現場においても情けないなというような思いがあるねんけど、その辺しっかりと市内の子の生徒指導できるような、それなりの、やはり教育、他の生徒の教育環境の整備もほんまやったら、上でしっかりと対応していただきたいと。これはもうもっと金使っても構ん思うねん。基金、1億円ぐらいのやつほうり込んででも、学校教育現場へほんま安全で、子供さんが勉強しやすいような環境整備というのは、どんどんどんどん、350何万いうて細かい金じゃなしに、もう10倍ぐらいの金使ってもらっても構わんさかいにやっていただきたいなと、それだけ要望して終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。

質疑がございませんので、これより採決を行います。

なお、採決は分割をして行います。

まず、議案第66号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。
再開は午後1時30分といたします。

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時30分)

1. 付託案件

① 議案第78号 南あわじ市プロポーザル審査委員会条例制定について

○出田裕重委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第78号、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この条例の第1条で、高度な技術または専門的な知識を必要とする業務ということに、プロポーザル審査会をやるケースということが出されているわけですが、これまでもそうなんですけども、考えによったらすべての契約が高度な技術と、あるいは、専門的な知識が必要というふうにも考えられるし、その区分というのが明確なようで、明確でないという印象があるんですけども、その点についてどのようなお考えでしょうか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 委員、御指摘のすべての業務がというふうなことも考えられるということでございますけれども、基本的に過去のプロポーザルの案件等も考えましたところ、一つの、例えば建設工事の場合でございますけれども、建築士だけの資格ではなしに、ほかの資格を有したものが、設計なりに加わらなければ建物にふさわしいデザインでございますとか、コストの縮減とか、また、環境への配慮とかいう部分のことが、その建物に対して達成できないというふうな複数の要素が必要とする案件について、このようなプロポーザル案件で審査をする案件と、そのように考えてございます。

以上です。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ただ、土木工事を考えたときになんですけれども、建物ということでお話もあったわけですが、例えば、今後いろんな土木工事やるにしても、環境に配慮しなければいけないことというのが、たとえそれが単純な道路工事であっても、下水管の敷設工事であっても、あるいは、下水処理場の建設であっても、つねにそういうことが問われてくるとした場合、建築士以外に環境を守るということでの何らかの対応なりということが必要になってきたとき、ということを考えていけば、非常に範囲が広いという印象があるんですが、今後やっぱりそういう業務という、なぜそれを採用したか、それと、ほかはなぜ採用しなかったのか、ということとを工事そのものにすべて明示をしていくということも当然考えておられるんでしょうか。

○出田裕重委員長　　管財課長。

○管財課長（堤　省司）　　委員、御指摘の土木工事についてお話しさせていただきますと、土木工事におきましては、品質とやはり価格というふうなものが調達する上では重要なポイントになってこようかと思えます。

競争入札、または、一般競争入札につきましては、価格のみの評価で落札者を決定するというふうなものでございますけれども、それが従来の形でほとんどの場合がそれで進めさせていただいておりますけれども、それに加えまして、また、品質の確保を考える、つまり環境への配慮とかいう部分も品質への配慮、環境への配慮というふうな部分、また、安全性の確保という部分でもそういった部分も価格以外の要素もその工事に加えて評価していくというふうな考え方がございます。それは、総合評価方式になろうかと思えます。それにつきましても、南あわじ市では総合評価方式を工事につきましては取り組んでいております。それも合わせましての考え方を進めていきたいと、そのように考えてございます。

土木工事については、総合評価方式というものが中心に考えていきたいと思っております。

○出田裕重委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ということは、総合評価方式の入札は、必ずしもプロポーザルではないという考え方ですか。

○出田裕重委員長　　管財課長。

○管財課長（堤　省司）　　そのとおりでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、総合評価方式ではくくれない特別な技術提案ということになってくるわけですね。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 総合評価方式と申しますのは、まずこちらが設定いたしました設計額に対して、予定価格より低い業者でもってまず価格の競争をしていただいて、その価格の部分の中で低い価格を入札いただいた方の中から提案をしていただいて業者を決定していくというふうな方式でございます。

プロポーザルにつきましては、価格を設定、提案していただくというふうなことは、提案の中では一部として価格を求めるというふうなこともございますけれども、同時にその内容を審査させていただくというふうな形になります。

以上でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、そのプロポーザルにしますと価格以外の面ということに重点があるということになるわけですが、そうしますと、価格以外の点で競争者、つまり入札に応じた業者、これが競争者が納得できるというか、理解できるというそういう点数評価制度というか、競争者に対して説明がつくようにしなければいけないというふうに思うんですけども、その点はどのようにこの条例の中では考えられてるのでしょうか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） このプロポーザル審査会条例につきましては、審査会を開くにあたっての根本的な考え方、つまり根本条例でございます。個々の審査項目でありますとか、配点につきましては、プロポーザルを募集する段階で実施要領等を定めるというふうな形で今まで過去の部分が進んでおります。今後もそうなるかと思いますが、その中で審査項目、配点を公表させていただきますので、その中で競争していただくというふうなことで考えてございます。

以上です。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 公表ということですが、その応募した方の技術力や提案内容がなぜそういう点数になったのかということをおぼつかない、競争者は理解できないんじゃないんですか。

その理由は、点数がついているということで、その点数はどんな基準によるものなのか、大学入試であればそれが丸かペケというのがすぐわかるわけですが、こうした技術提案ということになってきた場合に、評価の基準という、自分はなぜ5点だったら5点になったのか、7点だったら7点になったのか、なかなかわかりにくい部分があると思うんですよね。その部分を、どのように納得を図るわけですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 従来のプロポーザルの実施要領なりを定めている内容によりますと、当然プロポーザルの委員会でこの条例にもありますとおり、1位のものと2位のものを発表して順位づけを発表するというふうなことは公表いたします。それと、発表された順位以外のもの内容につきましては、提案された方がその件について問い合わせをいただければ、その内容について説明するというふうな形で進めております。

以上です。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、ですから、そしたら競争者もそうですけども、一般的に考えて点数が7点であったり、10点であったりすることによって変わってくるわけですね。技術力、あるいは、提案内容、それはなぜ10点なのか、8点なのか、5点なのか、その基準なんですけども、そこがわからないと説明したことにならないんじゃないんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 先ほど申しましたとおり、配点基準は事前に当然公表させていただきます。細かい部分は非公表にはなろうかと思うんですけれども、大まかな点は公表させていただいております。

市の考え方として、その配点基準が建物でしたら、その建物に非常に重要なことやということで幾つかのポイントの中で配点を高くしていくというふうな考え方がございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、評価する一つの項目を、10点満点というようなことでおくわけでしょ。一つの項目に10点ということと、5点ということと、差がつくわけですよ、差をつけるわけでしょ。なぜそれが5点なのか、なぜそれが10点なのか、その基準を理解できないと、自分がなぜ5点だったのか、10点になったのか、そのあたりがわかりにくくないのかなということなんです。技術力の評価っていうのはそういうことになるんじゃないんですか。違いますか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） プロポーザルの基本というのは、いわゆる一般的に予定価格がどちらかいうと設定しにくいというのが、まず一つあります。で、その次に、やっぱりこの業務については、専門家のいろんな知恵を出していただく企画提案というところに、やはり比重を置くべきでないかと。そういうことをまず選ぶんやということなんです。

ですから、今委員おっしゃってます10点満点で5点を評価する審査員もおれば、7点を評価する人も当然出てくると思います。ですから、それ自体は、その審査員の判断での審査を行うわけです。ですから、10名なら10名の審査員が仮におったとしたら、要はその10名がそれぞれ点数をつけるわけなんで、やっぱりそこには開きが当然出てきます。基本的には、トータル的な数字というのが一つの審査基準になってくるのかなと。

ですから、その辺のところっていうのは、丸かぺけかいう答えではないわけなんで、あくまでも説明いただく説明の仕方にもよってくると思います。また、審査委員の見方もそれぞれ個人的な思いというのがあると思います。ですから、そこには若干の差が出てきて、これは自然の姿かなと。ですから、あくまでも審査員が誠心誠意評価して、そのトータルで選定していくというのが基本的な考え方です。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、その評価のもとになった提案の違いですね、こういうことがやはりお互いに理解をする必要があると思うんです。そうでないと、自分はここが差があったなという理解に至らない部分が出てくるんじゃないのかなと。そういう意味で、内容の公開性というのか、そこが大事になってくるんじゃないのかなということを思うんですけども、その点、いかがですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史）　　今までやってきた事例を申しますと、それぞれ所管する担当課のほうで必要な条件提示をまず提示します。その条件提示した項目に、それぞれの会社が、うちはこのようにやりますよというようなことを書いてきますよね。それらを、すべて比較表にしましてね、A社から5社があればE社まで、それぞれの比較表にしてここはこのような利点があるよとか、そういう比較表をつくって事前の審査の準備として準備します。

ですから、今委員がおっしゃってますような部分については、ある程度ですけども、その比較表を見るだけでも専門技術者が何人おってとか、過去の実績とか、そういうようなところを見るだけでもかなりの評価ができるのかなと、客観的にはね。ただ、きちんとした説明を求めるところと、当然わからない部分についてはいろんな質問をやりとりすることによってそれなりの審査員も評価できるような状況になるのかなと、このように思います。

○出田裕重委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ということは、事前の評価表というのは、入札応札者に全部見せると、公開するということですか。

○出田裕重委員長　　財務部長。

○財務部長（岡田昌史）　　それぞれ、これはあくまでも基本条例なんですよね。ですから、プロポーザルも、例えば、業務委託でも、ソフト的な部分の業務委託もありますので、個々の取り扱い要領というのは、その時々きちっと必要な取り扱い要領をつくってもらわねえです。ですから、今ここで、今おっしゃってますのはある程度は想像できますけども、余りその一つのことにとこだわった、これは条例ではないという認識をまずしてほしいなと思うんです。要は、あくまでもこれは一般的なプロポーザルを採用するときの基本的な考え方をまとめた、こういうことなんです。

ですから、それぞれの部分での必要な項目、あるいは、点数の配点とかいうのは、ある程度はその担当課のほうで判断していくことになろうかなと。

○出田裕重委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ですから、その配点とか、あるいは、提案項目とか、そういうことまでを尋ねているわけではなくて、基本的に自社と他社との差であったり、あるいは、プロ

ポーザルに応募した中でのそれぞれの提案内容であった比較検討、これは、業者であっても、あるいは、業者でない市民であっても、どんな観点でそれが評価され、どこが評価が低かったのか、高かったのか。それで、次に出てくるのは、そのプロポーザルによって実現されるものへの評価であったり、期待であったりということを、市民の中でやはり公開をしておくことが大事じゃないかということなんですよ。

やはり、原則そういう提案内容、評価、これは、原則公開ということが基本ではないかと。それがやはりプロポーザルというようなことで、割と丸かペケでないがゆえにその根拠ということが、やはりよく説明がつくようにしておくことが大事やないかという意味で、公開性ということが求められるのではないかというふうに思うんですけども、その点いかがですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） これは、一般的に委員がおっしゃってますように、だれでもが公開っていう話で意見を出せば、そんな思いに当然なることになろうかなと思います。

でも、原則公開という話になれば、この基本条例ですべてが公開やというような取り扱いが、他の法令との整合から見たときに、ややもしたらそれはちょっと無理があるような気もするんですよね。ですから、ここでこの基本条例の中でそこまで文言を入れるような、というところは慎重に対応すべきかなという思いはしています。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 以前伺った話では、技術力、ノウハウ、企業の持っている技術であったり、ノウハウ、守られるべきものがあると。それを守るために公開をしないんだというようなお話だったと思うんですけども、それ以外に何かあるんでしょうか。それとも、そういう観点から、原則公開するべきでないというふうに判断してるのでしょうか。どちらでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 一つは情報公開条例というのが市にもあります。それなんかも、いわゆる公文書であれば基本的に公開というような取り扱いになろうかと思います。でも、ある部門で、いわゆる会社によって違うと思うんですけども、やっぱり法人の利害関係にからむようなところ、過去の事例でもそんなところはあったような話もありますが、その辺の利害を及ぼすようなところについてはなかなか公開できかねるのかなと、そんな

ような思いがしています。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 高度な技術であったり、その社しかできないようなノウハウ、そういうものはむしろ特許を取って、自分たちの企業の知的財産として保有する、あるいは、技術についても特許を取って、セールスポイントとして持っておく。やっぱり企業の評価の中には、どれだけその企業が特許を持っているかということもかなり大きな評価にもなると思うんですね。ですから、公開をしても守る方法は幾らでもあるというか、いろいろあるんじゃないかというふうに思うんですよ。

先ほど申し上げた社特有のノウハウや技術やいうことは、確かに他社との差別性をつくる上で大事な点だと思うんですけども、そういうものであれば恐らくそういう企業は、特許を取って、その部分を保護して思うんですね。それによって営業を伸ばし、企業実績を伸ばしていくと。これが企業だと思うんですよ。ですから、公開性を出すということは、その企業にとってむしろこんだけのノウハウを持って、技術力を持っていることの宣伝の場にこそなれ、マイナス面というのは余りないんじゃないかなということをおもうんですね。

ですから、むしろ大事な点は、企業間による差をつけるわけですから、そこにやはり大事なことはなぜそこが評価されたのか、いうことを広く社会に告知しておくことが大事やないかというふうに思うんですね。そういう考え方に立つべきでないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） ですから、私の説明しておるのは、原則公開という表現は慎重さが必要かなと。当然今おっしゃってますように、公開できるものはそれは一部公開でも当然できる話かなという思いはします。ですから、原則公開というような文言というのには慎重さが必要かなという思いなんです。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 原則公開ということは、結局このプロポーザル審査委員会の設置目的の中にあって、審査を公平かつ公正に実施すると。そのための審査会であると。つまり、公平かつ公正に実施するということを、客観的に見られるような資料を原則公開することだろうと思うんですよ。だから、審査会で出されていることが、外に出ていけない

ようなものが審査会に出てくるということをちょっと想像できない部分があつて、こういうことを言ってるわけですけども、その点いかがなんでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） 原則公開という公開の部分については、先ほどうちの部長から情報公開条例の部分との整合性という部分が、非常に争点になるのかなというふうに思ってます。それで、情報公開条例では提案された法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものについては公開できませんよというふうなことをいうてます。

これの解説本、言いますか、情報公開制度研究会が編集して解説した中には、要は不正競争防止法に提示される営業秘密の三つ、この三つが公開できないよというふうなことで、その三つというのは、そしたら何かといいましたら、秘密として管理されている生産方法、それから、販売方法、それから、その他の事業活動に有用な技術上または営業上での情報であつて公然と知られていないもの、これの3点ということをいうてます。

この3点でも、非常に理解しにくいんで、具体的には生産技術上のノウハウ、それから、販売営業に関する情報、それから、信用上不利益を与える情報、それから、経理人事労務等の法人内部の情報、で、これらに対する裁判事例があるわけなんですけど、例えば、交際費等の裁判では、飲食店の売り上げ単価とか、債権者名とかいう部分については、原則公開すべきであろうと。例えば、振込先の銀行名、口座番号っていう部分については、裁判事例では非公開と公開と、裁判によっても同じような内容でも判決は分かれています。

もう一つ、法人の印影、これについて公開することによって、偽装等の悪用が図られるというふうな懸念もあるんですけど、四つの裁判で公開、悪用されるという異例の事態という判断の中から、公開については4つの判例が公開してもいいよと。三つの判例では、非公開というふうな判決が出ております。非常に、印影一つにとっても同じような事例なんですけど、公開と非公開がわかれております。著作権法の関係では、原則非公開のほうがほとんどであると。例えば、弁護士報酬なんかの場合は、原則非公開なんですけど、委任者が地方自治体の場合であった場合は公開するほうがいいだろうという判決も出ております。

したがって、いいたいことは、法人等の秘密になる部分について判決、裁判になったとしても公開か非公開かわかれております。

そういう部分の中で最終的には、近年もし公開した場合に提案業者から公開に対する異議申し立てがあつた場合にもめるケースがあるというふうなことで、これも情報公開法は18条にあるんですけど、うちの条例では19条で審査会への諮問等っていうことで、異議を申し立てして、訴えられるケースがあるというふうなことで非常に情報公開条例と本プロポーザル条例の中で法人の秘密にすべき事項というのは非常に慎重にしないと、そこら

の条例との比較が、整合性が非常に難しいんじゃないかなと。

そうしたことから、原則公開とか、公開もしくは、非開示という文言については、本条例にうたうことは不適切というふうな事務局の判断をしております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろな会議記録の公開であったり、いろいろ公開性ということは問われたときにいつも言われるのは、個人情報保護法との関連ということは常に言われると思うんですね。ですから、例えばこの審査会委員会条例の公開の原則として、個人情報公開条例の規定に基づく法人の情報の保護を例外として記述すればいいということになりませんか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） 要は、当市で定めている情報公開条例の例外という部分については、非常に、提案される法人の秘密を守るっていう観点から、例外とした場合、どういうふうなことが想像されるか、例えば、物事は一つなんですよね。一方は、情報公開条例の中で非公開か公開かという判断を仰がなければいけないわけなんですけど、プロポーザルで、そしたら一つの事案に対して情報公開条例とプロポーザル条例で判断が違うということはあり得ないというふうに、私どもは考えております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、その規定によって個人情報としての企業情報は守られるのではないか。ノウハウなり、企業の秘密ということにもかかわる部分、特許によって守られるという考え方が例外的とは思わないんですけども、こういうプロポーザルの提案型に対して、やはり意欲を持って参加する企業というのはむしろそういう差別性というのか、企業の売りということ、やはり評価してほしいということであるのであって、ここで提案された内容というのが、かえって企業の宣伝にもつながっていくのでないのか。企業の利益にもつながるのではないのかという思いがいたします。

ですから、そもそもプロポーザル審査会ということは、むしろそういう発表の場という位置づけを企業がする、そのことを求めているのではないのかというふうに思うんですね。ですから、プロポーザル審査会そのものの柱、理念としては、むしろ公開性ということが求められてるというふうに理解いたします。

それと、もう1点ですが、そういう高度な技術力、ノウハウ、これを評価する委員、こ

これは大事になってくると思うんですが、学識経験者ということが3条でうたわれているわけですけども、私はこの学識経験者という言い方ではなくて、専門的知見を有するものという考え方が大事やないかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） 学識経験者の中に、そうしたことが含まれてるというふう
に解釈しております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 学識経験者というのは、非常に幅の広い考え方に立っているように思
うんですね。これまで、いろんな条例、審査会の学識経験者と見ると、専門的知見という
ようなことで、なかなか判断しづらいというようなこともあるんですが、一般的に学識経
験者というのはどのような規定になるんですか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） おっしゃられるように、専門的知見者も含まれた包括的な
考え方で学識経験者があるというふうにしております。ですから、例えば、そうした筋の
経験者であったり、資格者であったり、そうした研究をされてる方であったり、いろい
ろな事柄が包括されて学識経験者というふうに解釈しております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国土交通省なんか学識経験者というような評価の中で、大学教授であ
ったり、やっぱり専門的に研究を行っている者というようなことまで踏み込んだ規定をし
てるケースが多いんですね。で、割とこれまで南あわじ市の場合、学識経験者ということ
になると、区長会の会長さんであったり、婦人会の会長さんであったりということが多い。
その専門的にということやなくて、その時々住民団体の代表という性格というか、そう
いう社会的な地位の方が就任されるケースが多いんですけども、そういうことがやはり
想定されるわけですか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） これまでも、福祉関係なんかの場合でしたら、福祉に携わっている方の、経験の豊富な、いわゆる福祉専門的な知識を持った方に入っていていただきますので、それぞれの事案でそうした考え方の部分が変わってくるのかなというふうな気がします。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今回条例がとおったとして、一番近々というか、近いのが新庁舎の建設についての設計監理、これのプロポーザル審査を行うというようなことも聞いておるんですが、どうでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 当初のスケジュールどおり、年内にはプロポーザルの審査委員会を持ちたいというようなことで進めております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このプロポーザル提案というのは、もう既にされていますか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 今回の条例案が可決した後、速やかに進めていきたいというふうに思っております。

○出田裕重委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時 7分）

（再開 午後 2時 8分）

○出田裕重委員長 再開します。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この学識経験者というのは、今回プロポーザルで、庁舎の問題で委員

会開くということですがけれども、年内にやるということになると、そんな時間はないかと思うんですけども、既に決まってるということはないと思うんですが、どんなような委員の想定ということを検討されていますか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） はい。庁舎の特別委員会の折にもそのお話が出ておったかと思います。委員の皆さん方の御意見を踏まえた上で、学識経験の人も数名、その審査会に入っていて公平、公正な審査会で臨みたいというふうに考えております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 専門的知見、やっぱり客観性のあるということで、できれば、これは私の希望なんですけれども、学識経験者の中で、やはり客観性というか、ぜひほしいと。これまで、ともすれば老人会の会長、区長会の会長、婦人会の会長、あるいは、商工会の会長、結構市から補助金を受けてる団体の現職の会長が就任するということが結構多いと。どうしても、そういうことから市民の視線といいますか、やはりなかなか客観的でない、補助金ということの中で判断が変わってくるというような声もよく聞くんですね。確かにそういう面もあるというふうに思うわけですが、私はそういうように理解しておるんですけども、そういった面ではどのようにお考えでしょうか。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 先ほども説明の中で言っておりましたが、学識経験者という範疇は、学問上の知識と高い見識をお持ちの方、それから、プラスして生活経験が豊かである方、そういう方々を選考して審査委員に加わっていただきたいということで、現在作業を進めております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 できるだけ、非常に高度な技術、ノウハウということになると思いますので、そういう面が正確に評価されるということで委員の選任をお願いしたいというふうに思います。

○出田裕重委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 今回、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例というやつを制定して、条例に基づく資質というか、費用弁償できるように担保したと。それで、私はまず冒頭にお尋ねしたいのは、この条例制定にあたって人形会館はもう当然プロポーザルでやられたというふうな認識を持つとるんやけど、その人形会館での踏まえた経験というやつを、今回の条例制定に対して反映というか、そのときは要綱でやられとったん、条例がこのたびできたということは、人形会館は何でやったんか、プロポーザルでやったということだけ認識持つとるねんけど、その辺の人形会館のプロポーザルの方針を踏まえた上で今回条例制定に何を反映して、この条例制定されたかをまず冒頭にお尋ねをいたします。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 委員お尋ねの淡路人形会館（仮称）の設計業者の選定につきましては、設計業務委託業者選定要領というところで定めましております。

それで、今回の条例につきましては、市長の附属機関という形で地方自治法138条の4に基づく条例制定という形でプロポーザル条例の審査会、プロポーザルの審査会という形で条例を設定してございます。人形会館につきましては、条例は、選定はございませんでした。

以上でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 プロポーザル方式で人形会館、これ、何で設計要領に基づいてプロポーザルでやったということで、それプロポーザルでやられたということは私も認識してるんやけど、それを踏まえて、この条例制定にどういうやつを反映されてやられとるか。どこに反映されてるのかと、それを聞きよるだけの話やさかい、そんな深く考えんでも構へん。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 人形会館の部分につきましては、個々個別な案件の選定要領というのを定めて、選定作業なり、委員会を開催してございます。今回、条例につきましては、個別のものはまた別途個別の案件で定めていくという考え方で、根本条例としての今回は条例を定めておるものでございます。個々個別の案件の内容につきましては、この

条例には、具体的には反映されておらないのが事実でございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あ、そうやね。今から市が発注する高度な技術、専門的な知識を必要とする業務にかかるプロポーザル方式で条例を制定をされたと。ほんで、先ほどから議論になっておったんが、当然公開できるやつは公開する、できないやつはできない、それで結構。

ほんで、学識経験者のあるものいうたら、それはもう幅広く網羅しとる。それはもう当たり前の話、それを逐一あれするのに、それはもう庁舎は庁舎でまたそういうような要綱的なものつくったらそれでいいねん。せやから、この条例は、こんで、これを事細かく、専門的な学識経験者いうて、こんなええ言葉あるかいな。すべて網羅しとるし、それで公開できるものはできる、できらんもんはできない、当たり前の話やから、それはもうこれで結構やと、私は思うんで。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 私も一つは委員会の人選の問題、それから、二つ目は評価基準、それから、三つ目は公開というこの三つについて主にお聞きしようと思ったんですけど、もう大体蛭子さんの話で、私も理解できました。あくまで、この条例というのは基本的な話ですので。

ただし、やっぱり公開のところの条項が、やっぱり必要ないという次長のお話ですけどね、私やっぱり市民から見たときに、やはりどんな委員で評価しとるのか、評価基準がどんな配点基準でやったのか、結果、及び経過はどうだったのか、やっぱりそこは素朴に、もちろん一定の範囲の中でね。これは何らかの形で、要するに許される範囲、可能な範囲で公開するということはあってもいいんじゃないかと、私はその1項は追加してもいいんじゃないかというふうに、個々の話はよくわかりましたんで、そんなふうにただ1点だけ思うんですけど、どうでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） 先ほども話させてもうたとおり、情報公開条例との公開の部分で、相反するようなことになれば、今定めようとしてる条例と、先の条例との公開の部分で、例えば、裁判事例でも相反する判決が出てるんで。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 確かに学識経験でこういう表現ですむと思うんですよ、後のすべてについてね。あるいは、個々の案件で、実施要綱で決まると思うんですけど、公開については可能な範囲でね、公開するというところぐらいは入れても別にその法に触れるような話に、相反する話かなという気はするんですけどね。やっぱり、それは一言、何も無理に全部公開せいという話ではないんですよ。いうふうに思うんですけど、その辺はどうですかね。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） 公開するっていうのは、住民の立場から見たいという部分なんですけども、一方、提案者の法人の部分で非公開という部分があるので、基本となる条例ではそうしたことをうたわずして市の方向性として透明性の確保から公開する姿勢を持って臨むというふうなことでいいんじゃないかなというふうに事務局のほうは思っております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 ということは、別にそういう条例は要らんという話、一言の文言も要らないということですか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） かえって入れることによって混乱を招くんじゃないかなというふうな心配をしております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 もちろん、可能な範囲で混乱するとかね、内容的な話、ノウハウ的な話、というよりは自分の会社の提案ということに対して、やっぱり率直にある一定の範囲で当然聞きたいだろうし、これだけの、例えば、次の案件である庁舎問題なんかでも、当然関心が高いわけですからね。全く公開しないということは、やっぱりどうかと思うんですけど、それはその範囲の中で、個々のケースで考えていくというそんなことですか。条例には、やっぱり入れなくてもいいと、それなりに考えていくというそんな考えですか。

○出田裕重委員長 財務部次長。

○財務部次長（土井本環） おっしゃるとおり、条例でうたわなくてもいいのではないかなというふうに思っております。個々の実施要領、また、募集要領によってそうした方向でいくというふうに考えております。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 ただ、新庁舎の話は、そんな条例どっかに書いてます、実施要綱に。

○出田裕重委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（中田眞一郎） 新庁舎建設の関係で行った公告の中では、最優秀提案者及び次点者の総得点数については公表させていただきますというような表示をさせていただいております。

○出田裕重委員長 ほかに。

○柏木剛委員 結構です。

○出田裕重委員長 暫時休憩いたします。

再開は、2時30分といたします。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 2時30分）

○武田昌起委員長 再開いたします。

質疑はございませんか。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 先ほど、私ちょっと条例追加にこだわったんですけども、全く秘密裏に終わって、だれもこの情報を知り得えないということじゃないということであれば、私は

条例でなくても構わないというふうにちょっと思いました。

以上です。

すいません。そういうことで、よろしいですか。例えば、業者がどうしてこうなったか、あるいは、市民団体、市民がどうしてこうなったかに関しては、全くわかりません、知らん存ぜぬじゃないということだけは言えますか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） 条例化は、こういう表現の中なんですけども、可能な限り我々は公開に努めたいと。ただし、先ほど来言うてますように、内容によってケースいろいろありますので、公にすることによってその法人の権利が侵害されるというようなことを除いた中で、可能な限り公表に努めたいと、このように考えてます。

○柏木剛委員 終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。
熊田副委員長。

○熊田司副委員長 インターネットを見てましたら、ちょうど湯沢市の標準型プロポーザル方式による建築設計業務委託何とかかんとかいう条例がありましてね、この中で比べよったら大体的には同じかなと思うんですが、1点違うのが「委員は、設計者が特定されるまでは公開しないものとする」と、その審査委員ですよ。ということは、逆に言うと設計者が特定されれば、公開をするというところえ方はできるかなと思うんです。今回15名、ここでしたら一応15名という数出してますよね、審査委員。その一般的な条例として。その15名の氏名とか、要するにさっきも言いましたけど、ほんまに学識経験者のある人なんかどうかというのは、公表した時点でわかる、ただしそれはもう設計者が決まった結果が出た後なんですけど、今回このメンバーで審査したというような形での公表はできるのかどうか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） まず、今熊田委員さん言われたように、審査前に審査員の名前を公表しますと、その業者との接触が考えられますので、それは公表できないと。ただし、審査が終わった後で、審査の経過並びに最優秀者等公表するという考えでございますので、審査終わった後はこういう方たちでもって審査、いついつ何月何日こういう方た

ちでしましたというものは公表してもいいかなと、このように思います。

○出田裕重委員長 熊田副委員長。

○熊田司副委員長 今回条例には入ってませんが、それはもう執行部の基本的な考え方と、こういうふうにとらえさせていただいてよろしいですか。

○出田裕重委員長 市長公室長。

○市長公室長（田村 覚） これ、プロポーザルそれぞれいろんなケースでプロポーザル今後されます。この17日にもし条例が可決されますと、例えば、庁舎の関係では要綱か何かつくるわけですね。そういった中で、我々今考えてるのは、そういう部分は入れていいのかなと。そのケース・バイ・ケースがあるので、すべてがすべてそういうふうな形に行くのかどうか、私はちょっと断言できませんけども、庁舎についてはそんな考えを持ってます。

○出田裕重委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 プロポーザルいうたら会計法上はどういう契約になるんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 特命随契という手法で随意契約でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 特命とついてるからには、何かの制約はあるんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 随契の種類には、会計法上ですけれども今申しました特命随契、それと、少額随契、それと、不落随契と三つに分かれております。その中の特命随契という名称でございまして、それがプロポーザルで選ばれる手法を特命随契と、そのように総称的なことと呼んでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 結局わざわざ特命随契って言うぐらいですから、会計法上をいうたら、公平性、透明性、そういうのを担保せないかんの、違いますか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） そういった今委員御指摘の公平性を確保するのか、一般競争入札等でありませけれども、そういった手法をとらずにプロポーザルによって随意契約を行うということで、公募という形をとるのが会計法上で大きくとらまえている考え方でございます。

以上でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる公募いう話やったんですけども、一般競争になじまないやつをこういうふうにするというふうになってるんじゃないんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 複数の業者から企画提案や技術提案を提出させて、提案内容を審査して、企画内容や業務遂行能力が最もすぐれた社と契約する方式ということというのは、定義づけでございます。

委員御指摘の価格競争だけになじまないものというふうな考え方でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 だからこそ、いわゆる公平性、透明性を担保しなさいよというふうにわざわざ会計法上そのように定義してるんじゃないんですか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） プロポーザルの手法として、今回の条例につきましては根本的な条例でございまして、それぞれの募集する要領を定めるところでだれもが一般の競争

でしたら、だれもが情報を得られるような形で、応募できるような形で公平性を担保するような手法をとって要領を定めていくと、そんな要領を定めていくというふうなことで市の考え方ではもってございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 確かに、この4条の2、秘密を漏らしてはならないということになってるわけなんですけども、これから言えば、もう公開なんてとてもやないけどおぼつかないというふうに思うんですよね。もう密室でやる、密室いうたら怒られるけども、いわゆるもう非公開の場でやるっていうことになってしまいうんですけどね。

せやから、これは、審査基準が定めとったって、その委員各自の受けとめ方で大分変わってくるという部分があるからこそ、透明性の確保いうの、わざわざいってるというふうに思うんですけども、なかなかこの透明性の確保、ほんならどないすんねんやというたら、もう公開しか、我々としてはわからない。第三者としては、なかなかわかりづらいというふうがあるんですけれども、ものによっては第三者機関でそれをまた審査するという手法もあるというふうに思うんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○出田裕重委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 南あわじ市に合併しまして、プロポーザルの案件種々ございますけれども、第三者機関に委託してプロポーザルの審査いただいたというものは、実績としてはないように思います。今回の条例制定にあたって、それは附属機関でやっていくという考え方で、その基本を持っております。

以上でございます。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○出田裕重委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第78号、南あわじ市プロポーザル審査委員会条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

1. 付託案件

② 議案第85号 南あわじ市環境保全基金条例制定について

○出田裕重委員長 次に、議案第85号、南あわじ市環境保全基金条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 南あわじ市環境保全基金条例制定というのは、これはもう鳥獣被害で雇用するような対策費的な予算の計上だという認識をしとるねんけど、この7,000万円の、これは具体的に人件費というか、鳥獣被害の対策、人件費的な経費で挙げられとるのでしょうか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 具体的には予算については、新年度、23年度予算で計上をしていく予定でございます。まだ、直接臨時職員の雇用として予算計上するのか、鳥獣被害対策の補助金、あるいは、材料費として支給するというようなものも考えられますし、鳥獣害撲滅隊への補助金というようなことも考えられますので、一概に雇用、要は人件費というような形で全部が全部計上ということにはならないとは思いますが、予算については今申し上げましたように新年度予算でこれから担当部署と相談の上、考えていくということでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 前回の説明だったら、鳥獣対策的なもんで使用するというような観点から、私は環境保全基金というような条例制定なんで、どっちかと言えば、山を守るというか、やっぱり非常に今の松くい被害等々もかなり厳しい、阿那賀の保護のどこやったら相当ひどいような状況になつとるねんの。あの辺を、山を守るというか、ああいうふうな事業にも使えるような予算なんでしょかね、これは。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 条例のほうにも書いてございますように、豊かな自然環境を保全というような項目も入ってございます。ですから、今申されましたような里山保全とといったような、そういった事業にも当然充当できるというふうに解釈をしております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 具体的に話すねんけど、阿那賀から大鳴門橋記念館のどこへ行きよったら、ごっつい松くい被害がひどい状況にあんねんよ。あの辺はまた、あれは県でしてくれよんのか、山の保全というか。あの辺は、例えば伐採してもうて、その松くい被害を減少できるような、あれは松くいの空中散布とかしよるねんけど、山のあんなんはだれが管理してくれよるんかいな。これ、具体的に非常にエリアを特定して質問させてもらいよんねんけど、わかる範囲で。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） ちょっと、農業振興部の管轄になるのかと思うんですが、具体的にその山林をどこが管理しておるとかいうのがわからないんですが、松くい虫の防除の区域に入っとれば当然農業振興部のほうで対策は講じておるかと思えます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしてら、一概にあれやね、環境基金条例というやつはやはり設置の目的というかそこら見よったら、豊かな自然環境、農地等保全というか住環境の整備等々やいうて書いてあるさかいに、幅広く用途いうか、使えるような財源やというような認識

でよろしいか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 7,000万という金額にちょっと制限がございますので、全部が全部使えるかどうかわかりませんが、できるだけ幅広く使用していきたいと思っております。

○谷口博文委員 ありがとう。

○出田裕重委員長 ほかに。
川上委員。

○川上命委員 ちょっと関連的に聞くんですけど、この基金というのは、考えときますように財務のほうが言うとりますが、これは環境ということになった、農林とか、鳥獣被害ということになったら、どこの課が優先権あるんですか、予算的なもので。これから、この基金を使うのに。取り合いするんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 優先権というようなところになれば、今回この基金条例の制定の主たるところは、先ほどから言うてますように有害鳥獣駆除対策に何とかある程度短期間に成果の出るような財源にしたいと、こういう思いなんです。

○出田裕重委員長 川上委員。

○川上命委員 それやったらわかるんですけど、その鳥獣被害というものは物すごい、今な、はっきり言うたら、もう山間部。今の調子でいきよったら、これは確かにもう南あわじ市はイノ豚で占領されてしまわへんかという勢いや、これ実際。そういったこと、単発的に個人個人に補助金出すというような形の中で、個人個人がお互いにするというのは大きな無駄あるわけや。そういったことを行政的に指導するというようなことを、今後していくつもりがあるんですか、ないんですか。やっぱり個人に任しておくんですか、どうですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 要は、この基金を、来年23年度以降5年間で、とにかく有害鳥獣対策やと。こういうことなんで、特に農業振興部とはこれから県の補助金もあつたりする有害鳥獣の対策もあるので、いわゆるそれ以外で効果的な事業というところを、当然ひらい出す中で考えていきたいと、このように思います。

○出田裕重委員長 川上委員。

○川上命委員 そういったこと、やっぱり行政面が指導権を握った中で指導していかんことには、私も7畝ほどの田をもちをつくのに結局きのうもしんしんで買うてったんが2万か、3万も材料買うてくるわけやな。これ、米買うほうが安いねん、これな、実際いうたら。そういった百姓屋、苦労しよるねん。やっぱりつくりたいと、遊休地をこしらえんようにということや。ただ、そういったことをするのに、やっぱり共同でという、だれか指導者があればそういったことできるんやけど、今のところ、もう高齢者の中で指導者がおらんわけや。そやさかい、その地域がそのままいきよつたら、山間部はもう完全に百姓というか、もう田がつかれなくなるというような状態になってくると。今のTPPか知らんけど、そういった農業の危機という中でこの実際には、それ以上の山間部は鳥獣被害が厳しいわけや。

ただ、そういったことは、やっぱり副市長、南あわじ市は山多いし、そういった中で行政面で一応この基金もこしらえて、そういったことをしとんねんやさかい、一つ指導的な立場で頑張っけてやってくれへんかいの。そうなければ、なかなかこれは大きな問題になってくると、やがてはな。どうですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今まで、鳥獣害被害対策、かなり力を入れてきたんですが、余り効果がないということでございますが、これからやっぱりもう少し皆さん方とも相談をしながら、どれが効果的なのかということの研究して、それに投入していくということも考えられますので、これから来年度どのようにするか一遍検討していきたいと思っております。

○出田裕重委員長 川上委員。

○川上命委員 前田次長に聞くねんけど、西淡町、非常に辰中校区、この間優秀な議員おたつて、道ができないと言われとんねんけどな、そのおかげでイノシシが、イノ豚か知らんけど、薄暗くなつたら出よると。子供が非常に危険であるということで、教育委

員会言うてあると思う。PTAもはっきりいうたら、そういった陳情書を出せと私も言うてあんねんけど、そういった明かり、あかくしてくださいと、木が覆いかぶさって。木はこの間野田部長が切ったって言よったけどな。そういったこと、こんな基金があるうちに、これ貯金しとつても何にもならへんから、早急にそういった子供たちの安全のためにも先やると。伊加利小学校、イノシシ入ってどないもせなさかい、さくはしたる言よるねんけど、銭がないもんやさかい、安いさくにしてくれとか言いにくられた。こんだけ金があるんやさかい、ちょっとこうしてもらわんことにはな。どうですか、岡田君。そんな基金があったら、何でそっちに回したらなんだ。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） これは、今回の国の補正予算で、いわゆる交付税の中に入ってきたわけですね。雇用対策とか、そういう分野に充ててくれと。ですから、今南あわじ市全域に広がってるこの有害鳥獣に対してある程度の期間を切って、できるだけ効果あるものを集中的にやりたいと、こういう思いなんで、今からで対応したいと思います。

○出田裕重委員長 川上委員。

○川上命委員 そういったことは、ひとつ各市町の長、地元ということで、前田次長、そんな点ひとつ気を配って、ちゃんと子供がけがをしたということになったら大変なことになるさかいに、そういったことちゃんとするというのを約束しといてよ。

それはちゃんとしといてもらわないと、子供が必死に頼みにくるところ見たら、怖いとか、自転車にぶつかりそうになったとかいう、電気をつけてくれということや、ただ単にな。早急に道を、市の道路もせえいうたってできひんさかい、そういったことを訴えてきよるさかい、そういったことを迅速に対応していかなあかんということ。

それと、今谷口委員が言うたような松くい虫な、松くい虫、きょうも朝通ったけども、海岸線、鳴門岬まで非常に大変なことや、これ。やがては枝折れるで。これ、だれが責任取る、もしか事故起こしたら。枝が折れて、車が傷むよとかいうの、これ県ですか。市ですか。どないなんですか、処理しなかった場合。どこが責任取るんですか。教えてください。

○出田裕重委員長 この場は基金の云々の話ですので。

○川上命委員 その基金をためてるんやさかい。

○出田裕重委員長 はい、それはわかります。

○川上命委員 それを使ってくださいと言おうと思て。

○出田裕重委員長 西淡総合窓口センター所長の立場でお答えください。

○西淡総合窓口センター所長（前田和義） 要望のございました辰美中学校の部分につきましては、ちょっとまだ方向性は決まってないんですが、生活環境課と相談しましてする予定ではあります。ちょっとすぐにはいかないかと思うんですが、そのような対応をしております。

松くい虫につきましては、阿那賀地域の自治会長からも9月ぐらいですか、要望がありまして、農林振興課のほうと連絡をとりまして、県の補助事業で伐採と薬剤散布できるかと思っております。恐らく、今月末か1月には入札というような運びかと思っております。

○川上命委員 わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 わかりましたいうてんねんけども、集中的に取り組むということなんですけども、これやったら5年いうたら長いん違うの。これは、いわゆる交付税措置されるときに5年の時限立法にしないよというようなあれはないんでしょ。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 集中的にという思いで、5年間は長いと、確かにそういう思いをされるかもわかりませんが、今県なりの、県もかなり補正予算なんかで有害鳥獣対策をやっていただいております。ですから、その資金の活用と南あわじ市独自にその上にプラスする何か効果的なものという中で、確かに今何とかおりとか何とかいっばいいろんな手法がありますけども、やっぱり1年2年ぐらいはある程度成果、どんなものかいいのかというのを見る必要があるのかなと。そんな思いで5年間というような思いで期限を切りました。交付税では期限はありません。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、今川上委員のほうから身の危険を感じるいう部分が出とったと思うんですね。今福良でも結構そういうのが出てきてるということなんで、福良の農会でも、ああいうところでももうおりを何カ所か置いてるいう状況なんやけども、やっぱり家ぱっと出たらおったっていうような感じになってきてる、今現在ね。せやから、やっぱりもっと集中的にやるんやったら、ほんまにぱっと一遍にやらないと、なかなかそっちのほうかふえるのが早いんちゃうかと思うぐらい。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） はっきり言いまして、5年間の期限を設けてますけども、ほんとに効果があるものだったら2年間で終われば終わって別にいいわけですし、ですから、その5年間にこだわらなくてもいいかなと。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○出田裕重委員長 ほかに。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第85号、南あわじ市環境保全基金条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

1. 付託案件

③ 議案第86号 南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金条例制定について

○出田裕重委員長 次に、議案第86号、南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員　これはまた部長、1億5,000万円やけど、これも僕はこの企業誘致及び雇用振興基金条例で、これも積み立てするんやけど、やはり誘致したときに優遇というか、企業がきていただいた上での市の税制的な優遇処置的なものと、それと雇用したときの賃金というか、その辺をやったるというか、具体的には、優遇というか、企業に対してどのような手当をされる財源なんですか。

○出田裕重委員長　財務部長。

○財務部長（岡田昌史）　今企業誘致条例というのが企業団地にかかる部分と、通常一般の市内の企業誘致にかかる分の2本立ての誘致条例があります。それには、税の関係であったり、奨励補助金であったり、あるいは、土地の、企業団地であれば土地の購入に対する助成であったり、それなりの今誘致条例があるんです。あるんですけども、やっぱり今の時代を見とったら、どうしても雇用の場がどうしてもないと。こんな状況がある中で、やはり今の企業誘致条例と、もう一つは、市内の企業誘致条例を改めて見直そうと。

今、産業振興部のほうでは、他市のいろんな事例を今参考にしてます。で、思いとするんは、今回のこの基金の活用の思いは、新規に雇用される従業員に対して一人当たり何十万とか、そういうような思いで手当すべきでないかなと。そんな思いで今研究中なので、これにつきましては、3月議会で企業誘致条例の見直しをしていきたいと、こんなところでございます。

○出田裕重委員長　谷口委員。

○谷口博文委員　ほんなら、既存の会社でも、新規に採用するときに補助するとかいうようなことを、今考えられとるというようにおっしゃったんですか。

○出田裕重委員長　財務部長。

○財務部長（岡田昌史）　いやいや、今のところでは、そうではないんですけどね。既存の企業が一人ふやす、二人ふやすっていうたときの対応ではないわけなんです。

新規雇用ということなんですけども、企業誘致条例にのっかかる分野なんです。ですから、今おっしゃってるような部分については、もう一步踏み込んで研究する必要があるん

かなと思います。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 当然基金なんで、その基金を取り崩してもたら、今後先ほどのやつもそやけど、使い切ってもたらもうその事業というのはもう継続せんと、それはもう後の政治的な判断というか、そのあたりになるんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） これをうまく有効に活用できたというた場合、今後どうするかというのは、やはり必要であれば政策的にこういうものを打っていく必要があるかなと思います。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 企業団地以外の企業誘致ということも想定されてるということだと思うんですけども、大体1億5,000万という金額で、何人ぐらいというのはこれから考えるわけですか、新たな雇用。想定というのはあるんですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今の何人までという話はなかなか回答しがたいところです。ただ、この1億5,000万というのは、いわゆる企業誘致だけでなくって、雇用の振興という二つの名称を今挙げてます。ですから、今県からの基金の運用でふるさと雇用と緊急雇用ということで、20名程度の方が雇用されておるのかなと。当然、今それ以外にも南あわじ市で働く場所を求めている方も結構おいでになります。で、国、県の基金の活用プラスこの基金を活用して、やはり雇用の場を何力所かつくっていきたいと。こんな思いであるんで、どちらかといいますと、3分の1ぐらいが企業誘致で、3分の2ぐらいが雇用のほうに回せるかなと、そんなような思いでございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、新たな雇用、あるいは、就業機会ということで、企業誘致以外にも使うと。企業誘致以外の新たな雇用で支援をしていくと、雇用を確保すると

ということで、あと、その最速とか、例えば、臨時的に雇うのか、常用的で雇うのか、そういったところでやはり差別性というのがいるのかなというふうに思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 基本的には23年度の当初予算に反映していきたいということで、今後関係課が集まりまして、いろんな協議を行っていききたいと、このよう思っています。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 検討するにあたって、やはり非正規雇用というのが、不安定な臨時職員、パート、あるいは派遣、こういったことで皆現在いろいろな社会問題が起こってるというふうに認識をしてるわけですけども、そういうものじゃない安定した雇用ということが、十分に確保できるような方向の検討を深めていただけたらなというふうに思っています。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今の質問にはなかなか回答できるような対応にはなりにくいと思います。あくまでも限られた中で、今この現下の厳しい雇用状況というのか、いわゆる働く場所を求めている方に対する対応なところなんで、やはり今委員がおっしゃってるような解決策ではなかなかできないんだと、こんな思いです。

○出田裕重委員長 柏木委員。

○柏木剛委員 単純な質問なんですけど、これ目的がこんなふう限定されてる、と言いつつも結構弾力的に使えるかと思うんですけど、何かこういう交付金というのは後でその成果とか、実績とか、何かそういうことは義務づけられてはいないんですか。もう後はお任せという、こういう性格の予算なんですか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） この基金の原資は、地方交付税、普通交付税を原資にしてお

りますので、そういった実績報告はございません。

○柏木剛委員 了解です。

○熊田司副委員長 出田委員長。

○出田裕重委員長 先ほどの蛭子さんの質問に続くんですけど、この間ね、職安に行ってきた、いろいろお話を聞いてきたんですけど、こういう要望ではないですけど、そこで話をしていたのが、50歳以下の女性の職場の有効求人倍率が、グラフもいろいろ見せていただいたんですけども、極端に低いんですよ。その低いというのは何かいうたら、求人がないから、一般質問でも言いましたけど0.1、または、0.2ぐらいですわね。ほかの職場は、大体0.6ぐらいあるんですけども。

そういう数字を見たときに、行政として、そこにテコ入れするべきなのかどうなかと、そこで意見が分かれるところやと思うんですけども、こっだけ子育て支援のまちとかで言いながらね、全然働く女性の場所がないと。子育て中の方が幾ら保育所無料になって、預けられるようになって、さあ働こうかなと思たら、でも働く場所がないと。これはもう子育て中のお母さんだけに擁護するような施策もなかなかできないと思いますけど、現実職場がないと、その世代は。そのことについて、どう思われますか。財務部長にそんなけ追求したって財政面からしかお答えしてくれないと思いますけど。

○熊田司副委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今、詳しい話は今聞きましたんで、当然これらについても、産業振興部なりとは当然協議していくことになるだろうかと思います。で、実際に市として、今行政の中でどの分野が手当する必要があるんかというような中で、そういう年代層の女性の方がそこに入れるようなことであれば、それは当然そういう分野は考えていったらええんかなと。

ただ、産業振興部を中心にまとめていこうとするのに、市全域の今の行政運用の中でここが不足しとるといようなところを手当しながら、雇用の場を少しの期間ですけども確保できたらなど、こんな思いでございます。

○熊田司副委員長 出田委員長。

○出田裕重委員長 ひとり言になりますけど、ずっと市の行政、南あわじ市の管轄で雇用の求人、求職情報とか、僕どんどん出してくれと言ってたんですけど、今窓口において

くれたり、インターネットで配信したりしてくれてますけど、職安の人に聞いたらもうあれはごく一部なんで、最新情報だけを渡しているということでしたし、法律もあって、職安はやっぱり自分らの仕事なんで、あんまり市町村に出したくないという意向も持ってるんですけど、やっぱりこういう市の行政単位でこういう基金が入ってきて、政策を打っていくんやったら、私はもっと職安のほうへ行ってね、市の職員が仕事を取ってくるぐらいの意気込みでおってほしいなという希望を持ってるんです。これは、答弁要りませんけども、そういうことも。

ほんなら、答えれるなら答えてください。

○熊田司副委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 皆さん方、雇用特に御関心がおありのようでございますので、今考えておること、ちょっとお知らせをしておきたいと思えます。

今、計画中でございますが、来年緊急雇用ということで、今までもやっておった道路の清掃作業等々の職員、それから、リサイクルセンターの職員、そういうものを含めまして21名に加えて、今度はできるだけ事務系の職員を、先ほどのおっしゃっておられた女性の方でも可能というようなもの含めて、今のところ22名ぐらいを緊急雇用すると、これは来年の4月1日からですが、するということを考えております。

したがいまして、トータルで45名ぐらいを今考えております。事業費は約1億100万円程度の緊急雇用を考えておまして、今県とも打ち合わせをいたしておりますが、打ち合わせができれば、この年末までに募集の要綱をつくって皆さん方に配布するということを今考えておりますので、来年度南あわじ市として緊急雇用対策45名程度やりたいと思っておりますので、御紹介だけしておきます。確たる計画になって、チラシができましたら皆さん方にも配布をしたいと思っております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど常用という言い方をしたんですけども、今の話は市が直接雇用するという考え方に立ってると思うんですけども、私はむしろ民間企業が今の臨時的な人や、パート的な人を雇用した場合ではなくて、そういう人らを常用にするとか、安定雇用に変えた場合に、雇用奨励金というのか、常用雇用奨励金的なもので予算を組むほうがもうちょっと安定的に雇用が確保できるのではないのかなど。市が直接雇用するというやり方も一つの手法かと思うんですけども、民間がいろいろとやってることに対する奨励金を出すというやり方もあるのではないかと。そういう意味で先ほど質問したわけなんですけれども。

だから、直接雇っても1年で済んでしまうんだったら来年どないなるんかという不安感のほうが、僕は大きいのかなと。民間で、ある程度安定的にいくことに対して奨励金を出すほうが、同じ原資でも長く有効に使えるのではないかなという思いがあったわけなんですけども、そういった面での検討はされてないですか。

○出田裕重委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そういうことは考えておりません。

○出田裕重委員長 ほかに。
北村委員。

○北村利夫委員 先ほどの二人の話聞いてたら、民と官と何やごっちゃになってるような気がして仕方がないねんけど、この条例はどっちの条例なん。官が主役なんか、民が主役なんか、雇用に対して。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 企業誘致及び雇用振興基金条例は、これは官がやるということです。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、官の直接雇用でやるということですか。先ほどの、いわゆる誘致条例の云々やいうやつは、あれは。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 今の現在の企業誘致条例をバージョンアップしようと、こういうことなんです。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それは、民間がいわゆる人雇ったときとか、進出したときとかいうことですよね。それと、今副市長が言われた道路整備や何やいうそういう雇用というのは、直

接官が雇い入れやんか。先ほどの、企業誘致条例の場合は民が雇い入れでしょ。お金が出るところが一緒にしたって、どっちに批准を置いとるんかないや疑問わくんですけど。

両方やと声聞こえたんやけども、それでも直接雇用のほうが1億何ぼで、というのは両方、バランス的には官が主導でやるんやということですか。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 先ほど、副市長が申した1億円余りの話は、この基金のお金ではない話をされてます。

○北村利夫委員 違う話か。みんなごっちゃになってしまうわな。

○財務部長（岡田昌史） ですから、その辺で今ちょっと。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、副市長の言うてるやつはもうあくまでも来年度予算で新しい雇用緊急施策をやると。ほんで、この基金はいわゆる民間を対象にやるというふうに見ていいの。

○出田裕重委員長 財務部長。

○財務部長（岡田昌史） 副市長から話があったのは、今やっていますふるさと雇用と、緊急雇用という中を来年、再来年と充実されるというような中での対応を今報告された。それで、今回の基金というのは、あくまでも今回の国の補正予算で、雇用対策に重きを置いた交付税が追加されたと。ですから、その趣旨に乗って、市とすれば、今の企業誘致条例も他市と比較したら、まだよそと比較しても、こんなところがないところがないので、もう少しバージョンアップすることによって何とか企業誘致につなげたいという思いと、さっきから出てます市内での雇用の場を求める人が結構多いというようなことで、直接にある程度の部分を雇用していこうと、こういうふうなことで考えた部分です。ですから、ちょっと重なってるところがあったように思うんですけども、趣旨としては若干違いがあったということ。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、この1億5,000の基金は、そういう使い分けをするんやというふうに理解してええわけやね。はい。

○出田裕重委員長 川上委員。

○川上命委員 副市長、これ45名言うた、今、45名。ということは、これ45というのは、今の南あわじ市の不況から見たら、かなりこれは応募があると思うんねん、これ。何とかほんまに、制度そのものに恩恵こうむる苦しい人たち、生活も。そういったことをちゃんとせんことには、かえって逆の場合もあるさかいな。これ、なかなかさっきのプロポーザルじゃないけど、これも難しいですよ。まあひとつ、皆にほんとにこの基金が、苦しんで生活してる人に恩恵こうむるような方法でやとったってください。それは十分、配慮していただきたいと思う。

○出田裕重委員長 ほかに。
議長。

○阿部計一議長 何か権限がないらしいですけど、オブザーバーとして。

先ほど蛭子委員から出た話なんですけど、副市長がそういう考えがないという答弁ですが、私も小さな会社やってるんですが、結構今雇用でほしい会社もあるわけなんです。ただ、一たん雇うと、なかなかまたすぐにやめてもらうというようなことができないということ、少しでもそういう一般企業の日給なりにフォローをするというようなことも、これオブザーバーとしての意見ですけどね、そういう声はかなり企業の中であるということだけ報告をさせていただいておきます。執行部としても、そういうこともまた考えていただきたいなと思います。

以上です。

○出田裕重委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第86号、南あわじ市企業誘致及び雇用振興基金条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1. 付託案件

⑤ 議案第72号 平成22年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について

○出田裕重委員長 次に、議案第72号、平成22年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの補正予算のときにも配っていただいた資料で、ケーブル電話、これを洲本とリンクをさせてお互いに電話をかけあうことができるようにするというようなことだったわけですが、洲本市での加入率というのはどのようになっていますか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 洲本市の加入率につきましては、直近で85%と聞いております。ただ、五色については、合併前から非常に加入率高い中で96、7%の加入ということで聞いております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、ほぼ南あわじと同等という理解でいいですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 南あわじは約90%弱というところがございますので、南あわじよりも加入率は洲本市のほうが若干低いというところです。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この事業については、南あわじ市の負担が4,600万ということで、洲本市はどのような予算計上になっているのでしょうか。

○出田裕重委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 洲本市につきましては、折半をして2,300万円を雑入でこちらのほうに入れていただくという形になっております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、南あわじ市が事業主体でやると、その財源をいただくということですね。

はい、わかりました。

○出田裕重委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 この129ページのこの施設備品購入費というのは、1,200万ほど減になってるんねんけど、これは何を買おうと思っったやつが事業をやめたんで。

○出田裕重委員長 ケーブルネットワーク淡路所長。

○ケーブルネットワーク淡路所長（土肥一二） 備品購入の内訳については、IPの告知端末機の部分が今年度発注確定で500台を400台で減額ということと、それから、自主放送用の地デジのコピーガードというのが、そういう機器がございまして、コピーを制御する機械でございますけれども、この部分を来年度で対応するので減額しております。

それと、ケーブルモデムも在庫がなくなったということで購入するということと、あと、ケーブル加入者の管理システムのライセンスを追加が16万程度ございます。

以上です。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう私はね、ほんま市内のケーブルには大きな期待をしとるんですわ。ほんま加入率もそれはもう9割以上の世帯が加入しとるような状況下にあつて、ほんで市民の情報を、いろんなさまざまな情報伝達、情報収集手段であつたりとか、私はケーブルにはほんま大きな期待を抱いてるのよ。

そこで、やはりお年寄りが安全で安心して暮らせるような、そういうふうなさまざまな事業展開を今後ともやっていただきたいなというような思いがあつて、安全・安心ひとり住まいの世帯の方に対して、さまざまなそういうケーブルネットワークを使用したような事業ができないものかなというような思いがあるねんけど、その辺はどうですか。安否確認とか、そのあたりができるようなシステムの構築等々のお考えを、ちょっとあればお尋ねいたします。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） ケーブルテレビですが、中心はテレビ放送という中で、いろいろケーブルも利用した拡張性あるさまざまなサービスが展開できるというところがございます。それで、ただいまおっしゃった、特に老人世帯がふえて、ひとり暮らし等がふえてくる中で、これは長寿福祉課が所管しておりますけれども、今年度沼島において、ケーブル電話のワンタッチダイヤル機能を利用して、その安否確認をやろうかというようなことを、今年度から考えております。加入率、非常に高い中で、特にお年寄りの使いやすい基盤として、電話あたりもプッシュボタン等は非常に大きなボタンを用意して、各家庭へお配りしておりますが、そこらの機能を利用した安否確認を考えております。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私もちよつと長寿福祉にお尋ねをしたら、要はお年寄りの世帯に対して電話での安否確認ということをやられると。これ、だれがやるのですかというようなことでお尋ねしたわけですが、沼島地区をモデル地域にして何かやられるとかいうような計画があるというふうなお話を聞いてんけどよ、そこらモデル地域で成功していただいた上で、市内それは先ほども高齢者の、75歳以上のお年寄りの世帯とか、その辺、さまざまな福祉の施策の中に緊急通報ペンダントであるとか、さまざまなそういう施策があるねんけど、このケーブルを、例えば朝起きてボタンをぽんと押したら、これはもうこんできょうも元気ですよとか、何かそういうようなシステムをまた考えて、ただ、昔のように一々

一々お年寄りの家へ電話して、「おはようございます、長寿福祉課です。きょうはお元気ですか。」という、そんな電話でしたね。それは一日何件もようせんと思いますわ。だから、その辺よ、今後そういうふうなケーブルの普及されとるようなシステムを何か考えていただいて、市内のお年寄りの方々の安否確認が速やかに毎日でもできるようにしていただきたいなというような思いがありますんで、1,200万けずらんでも構へんさかい、こんなシステムの研究に使ってもらっていいかなと、そない思います。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 長寿福祉課で考えておりますのは、高齢者安心相談事業ということで、在宅介護支援センターにおいて24時間ワンタッチダイヤルで、ボタン1発押せば、そこへ連絡が入るといような仕組みを利用して、ケーブルテレビの持つ上り下りの機能を利用してやろかということの中で、当然24時間ですのでそこには人がおりまして、何か連絡があれば、その相談をし、また対応するといようなことを、ただ、どのように進めていくかにつきましては、あくまでも所管しております長寿福祉課において現在検討しておるといところですよ。

○谷口博文委員 頑張ってください。

○出田裕重委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第72号、平成22年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りいたします。

12月17日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

2. 閉会中の所管事務調査について

○出田裕重委員長 委員長、副委員長に一任いただきたいと思います。

次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

配付のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、議長に申し出をさせていただきます。

3. その他

○出田裕重委員長 その他、ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 執行部、報告事項ございますか。

防災課長。

○防災課長(松下良卓) 防災課から、2点御報告を申し上げたいと思います。

まず、1点目は、今年12月27日に市消防団により年末警戒巡視を予定しております。これにつきましては、阿部議長様に御出席をよろしくお願いいたしたいと思っております。

2点目につきましては、23年1月9日に計画をしております消防団の初出式、三原健康広場で開催を予定しております。出席の委員さんにつきましては、正副議長様と総務常任委員会委員の皆様方全員にもう既に御案内を出させていただいております。また、御出席のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○出田裕重委員長 ほかにございませんか。
熊田副委員長。

○熊田司副委員長 選挙管理委員会のことでお聞きしたいんですけども、今選挙のときに投票の用紙来ますよね、入場券。あの裏にね、期日前投票の宣誓書、コピーするわけいきませんか。そしたら、もう一々窓口で記入してもらわんでも、それに書いて行って、本人であることが確認できたら、もっと簡単になるんじゃないかなと思うんですが、その点どうですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 実際に入場券、はがきでお配りしております。それで、裏面で印刷できる部分は限られたはがきの大きさしか今の入場券でありましたらできらんわけでございますけれども、事実そういった方法でやられておるようなところはございます。そんな中で、可能は可能だと、ただはがきがどうかというところの検討はする必要がありますし、ただ、それを送付した場合、当日選挙される方もこれは書いていかんなんというような勘違いをされるような方もおられるということの中で、やはり検討を要するというような感じで考えております。

○出田裕重委員長 熊田副委員長。

○熊田司副委員長 他市でもそういうのがあるということでしたんで、一度そのやり方とか研究してもらおうということは可能ですか。

○出田裕重委員長 総務部次長。

○総務部次長（入谷修司） 選挙管理委員会のほうに、そういった御意見があったということはお諮りしまして、選挙管理委員会において検討させていただきたいと考えます。

○出田裕重委員長 ございませんね。
それでは、副委員長、閉会のごあいさつをお願いいたします。
熊田副委員長。

○熊田司副委員長 本日は、午前10時からの審査に当たりまして、長時間にわたり審

議をしてきました。付託案件につきまして、すべて審査が終了いたしましたので、本日はこれで総務常任委員会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時30分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年12月13日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出田 裕 重